

認可外保育施設指導要領

(目的)

第1条 この要領は、認可外保育施設指導要綱（以下「要綱」という。）等に基づき、認可外保育施設の調査及び指導等に必要な事項（巡回支援指導等に関する事項を除く）を定めるものとする。

(指導機関等)

第2条 認可外保育施設の設置届等に関する指導（事前指導を含む。）は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 指導機関 こども未来課
 ただし、届出懈怠施設に対する施設の立入調査は第2項により実施する。
- (2) 届出指導員 こども未来課に所属する職員
- (3) 協力機関 市町児童福祉担当課

2 認可外保育施設の立入調査及び改善指導は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 実施機関 福祉指導課
 ただし、要綱第8条第9項、第9条第4項及び5項に規定する特別立入調査は、必要に応じて、こども未来課と合同で行う。
- (2) 調査指導員 福祉指導課及びこども未来課に所属する職員。ただし、必要に応じて健康福祉部の関係課の職員を加えることができる。
- (3) 協力機関 市町児童福祉担当課、消防署及び保健所等

(指導監督)

第3条 要綱に規定する指導監督全般の適用については別に定める「認可外保育施設指導監督全般の適用についての考え方」により行うものとする。

(調査)

第4条 要綱第8条第6項、第7項、第8項及び第10項に規定する立入調査を行う場合、認可外保育施設指導点検調書（様式第1号）及び認可外保育施設評価基準（様式第1号の2）等により行うものとする。

なお、要綱第8条第9項に規定する随時立入調査を行う場合、別途定める「事故防止ガイドライン点検表」により行うものとし、必要に応じて、認可外保育施設指導点検調書（様式第1号）及び認可外保育施設評価基準（様式第1号の2）を使用するものとする。

2 要綱第8条第12項の重点調査事項については、以下のとおりとする。

- (1) 保育従事者の配置状況、夜間の複数配置
- (2) 保育士等の有資格者の配置状況
- (3) 乳幼児突然死症候群に対する注意等の事故防止の取組
- (4) 非常災害対策、安全確保
- (5) 人権配慮、虐待防止
- (6) 適切な食事の提供、衛生管理の徹底

(指導基準不適合の施設に対する措置)

第5条 前条に規定する立入調査の結果、改善を求めると認められる認可外保育施設に対し、立入調査結果通知書（様式第2号）により期限を付して改善の指導を行う。

- 2 前項による改善指導に対する報告があった場合又は報告期限が経過しても報告がない場合は、その改善状況を確認するため、必要に応じて設置者若しくは管理者に対する出頭要請又は施設、事務所に対する特別立入調査を行うものとする。
- 3 前項による改善状況の確認により改善されていない場合は、改善指導（様式第2号の2）により2度目の改善の指導を行う。
- 4 前項による2度目の改善指導に対する報告があった場合又は報告期限が経過しても報告がない場合の改善状況の確認等については、第2項の規定を準用するものとする。
- 5 前項による改善状況の確認により改善されていない場合は、改善指導（様式第2号の3）により3度目の改善指導を行う。
- 6 前項による3度目の改善指導に対する報告があった場合又は報告期限が経過しても報告がない場合の改善状況の確認等については、第2項の規定を準用するものとする。
- 7 福祉指導課は、要綱第9条第3項に規定する改善勧告を行う場合は、改善勧告（様式第4号）により行うものとする。
- 8 福祉指導課は、要綱第9条第4項に規定する措置状況の確認を行った結果、改善が部分的に図られたと認められる場合は、未改善の部分について1回を限度に引き続き改善勧告を行うものとする。

(事業停止又は施設閉鎖命令)

第6条 こども未来課は、要綱第11条第1項又は第12条第2項に規定する事業停止又は施設閉鎖を命令する場合は、事業停止命令（様式第5号）又は施設閉鎖命令（様式第6号）により、命ずるものとする。

- 2 こども未来課は、要綱第11条第3項に規定する弁明の機会を付与する場合

は、様式第7号により行うものとする。

(緊急時の具体的事例)

第7条 要綱第12条第2項の具体的な事例については、以下のとおりとする。

- (1) 乳幼児数に対する保育に従事する者の数が、指導監督基準に定める数を著しく下回る場合
- (2) 保育に従事する者の中に有資格者が1人もいない場合(法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設又は1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設において、知事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者が配置されている場合を除く。)
- (3) 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設において、夜間の時間帯に保育に従事する者が1人である場合(主たる開所時間である11時間(施設の開所時間が11時間を下回る場合にあつては、当該時間)を超える時間帯において現に保育されている児童が1人である場合を除く。)
- (4) 保育室等の構造設備及び面積が指導監督基準を著しく下回る場合
- (5) 「4. 保育室を2階以上に設ける場合の条件」中「(2)保育室を3階に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。」又は「(3)保育室を4階に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。」に関して、ロに規定する施設又は設備を有しておらず、かつ、消防法施行令第7条に規定する滑り台、救助袋、緩降機又は避難橋が設置されていない場合
- (6) 認可外保育施設の管理責任が明確に否定し得ない重大な事故等が発生しており、かつ当該事故等に対応した適切な改善策が講じられていない場合
- (7) 認可外保育施設の保育従事者が、保育する児童に対して暴力やわいせつな行為等の虐待を行っている判断した場合

(証明書の交付)

第8条 福祉指導課は、児童福祉法第59条の2第1項に規定する認可外保育施設(ただし、子ども・子育て支援法第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを含む。以下「届出対象施設」という。)について、第4条に規定する立入調査を実施し、様式第1号の2の基準の全項目について適合していることを認めた場合、1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設の設置者等に対しては様式第8号により、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設の設置者等に対しては、様式第8の2号により、要綱第6条第4項に規定する認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書(以下「証明書」という。)の交付を行う。

また、児童福祉法6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の設置者等に対しては、要綱第8条第7項の規定による書面による調査及び指導を実施し、様式第1号の2の基準の全項目について適合していることを認めた場合、複数の保育に従事する者を雇用しているものに対しては、様式第8号の3号により、複数の保育に従事する者を雇用していないものに対しては、様式第8号の4により、証明書の交付を行う。

ただし、要綱第8条第8項に規定する新規立入調査は、証明書の交付対象外とする。

また、第5条に規定する改善指導を行った場合にあっては、当該指導事項について改善状況の確認により、様式第1号の2の基準の全項目について適合していることが認められるときには、証明書の交付を行う。

なお、証明書の有効期間は、交付の日から知事が返還を求めた日の前日までとする。

- 2 証明書の交付を受けた者が、第4条、第5条第2項及び要綱第8条第8項、第9項及び同条第10項の立入調査等により、証明書交付の要件を満たさなくなったと認められる場合又は要件を満たすと認め、新たに証明書を交付する場合は、証明書の返還を求めるものとする。
- 3 証明書の交付を受けた者が、証明書を紛失等した場合には、様式第8号の3により証明書の再交付を求めることができる。再交付を受けた後に、紛失等した証明書を発見したときは、直ちに発見した証明書を返還しなければならない。
- 4 福祉指導課は、証明書の交付及び返還を求めた場合は、翌月末までにこども未来課及び市町に通知するものとする。

(認可外保育施設の設置予定者等に対する事前指導)

第9条 要綱第13条に規定する認可外保育施設の設置予定者等に対する事前指導については、保育を目的とする施設の開設をお考えの方へ(様式第9号)等により行うものとする。

(届出懈怠施設及び虚偽の届出をした認可外保育施設への措置)

第10条 要綱第14条第1項前段に規定する届出指導については、施設の立入調査等を実施のうえ、おおむね1月以内の期限を付して届出指導(様式第10号)を行うものとする。

- 2 前項の届出指導にかかわらず、届出をしない場合の2回目の届出指導は、届出指導(様式第10号の2)により行うものとする。
- 3 前項の届出指導にかかわらず、届出をしない場合の最終指導は、届出指導

(様式第 10 号の 3) により行うものとする。

- 4 要綱第 14 条第 2 項に規定する虚偽の届出であることが判明した場合の届出事項の訂正指導は、おおむね 1 月以内の期限を付して届出指導 (様式第 10 号の 4) を行うものとする。
- 5 前項の訂正の届出指導にかかわらず、届出をしない場合の 2 回目の届出事項の訂正指導は、届出指導 (様式第 10 号の 5) により行うものとする。
- 6 前項の届出事項の訂正指導にかかわらず、訂正をしない場合の最終指導は、届出指導 (様式第 10 号の 6) により行うものとする。
- 7 要綱第 14 条第 2 項に規定する変更届の遅滞を把握した場合又は同条第 3 項に規定する休止届若しくは廃止届の遅滞を把握した場合は、第 1 項から第 3 項の規定を準用して届出指導を行うものとする。
- 8 要綱第 14 条第 1 項後段に規定する過料事件の手続は、過料事件通知書 (様式第 11 号) により行うものとする。

(公表及び情報提供)

第 11 条 要綱第 16 条に規定する県民への公表又は第 17 条第 2 項に規定する情報提供は、こども未来課のホームページにおいて行うとともに、健康福祉センター及び市町の窓口等において認可外保育施設一覧表 (様式第 12 号及び様式第 12 号の 2) により行うものとする。

- 2 公表及び情報提供の対象施設は、認可外保育施設のうちベビーホテル及び一般認可外保育施設とし、その他の認可外保育施設については届出対象施設とする。

(通知等)

第 12 条 福祉指導課は、指導監督の結果を認可外保育施設指導監督結果一覧 (様式第 13 号) により翌年度 4 月末日までにこども未来課へ通知する。

- 2 福祉指導課は、要綱第 8 条第 1 項、2 項及び第 4 項第 2 号に規定する報告があった場合は、こども未来課に情報提供をする。

なお、こども未来課は、要綱第 8 条第 4 項第 1 号に規定する事案を把握した場合は、福祉指導課に情報提供するものとする。

- 3 こども未来課は、児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定に基づく認可外保育施設設置届等が届出された場合は、その写しを翌月末日までに福祉指導課及び市町に通知するものとする。

附 則

この要領は平成 14 年 12 月 6 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 12 条第 1 項に規定に基づく、平成 16 年度分の指導監督の結果に係る報告については、なお従前の例による。

附 則

この要領は平成 17 年 11 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 27 年 8 月 26 日から施行する。

附 則

この要領は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。ただし、様式第1号及び様式第9号の注1の改正は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年9月27日から施行する。ただし、施設及びサービスに関する掲示に係る改正及び様式第2号から様式第3号までの改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月30日から施行する。

(様式第1号)

認可外保育施設指導点検調書

施設名			
所在地			
設置者		施設管理者	
開設年月日		入所現員	(年 月 日現在)
施設種別	一般	ベビーホテル	院内 事業所内 居宅訪問型 院内企業主導型 事業所内企業主導型
点検年月日			
指導点検 職員	所属・職名	氏	名
市 町 立会職員			
施 設 立会職員			
そ の 他 立 会 者			

指導点検結果文書指導事項（案）

指導点検結果口頭指導事項

前回指導点検指導事項の改善状況

現況又は問題点

書 類 整 備 状 況

No	書 類 名	有	無	No	書 類 名	有	無
1	職 員 名 簿 (履 歴 書)			7	職 員 出 勤 簿		
2	資 格 証 明 書			8	職員の雇用状況が分かる書類		
3	職 員 健 康 診 断 記 録 票			9	保 育 計 画 書		
4	施 設 平 面 図			10	連 絡 帳		
5	災 害 訓 練 記 録 簿			11	緊 急 連 絡 表		
6	児 童 出 席 表			12	児 童 票		

(様式第1号の2)

認可外保育施設評価基準

認可外保育施設指導要綱第6条第3項に規定する「認可外保育施設指導監督基準」(以下「指導監督基準」という。)により、別表のとおり評価基準を定め、次のとおり整理する。

(1) 判定の内容

判定区分	内容
A	指導監督基準を満たしている事項
B	指導監督基準を満たしていないが、比較的軽微な事項であって改善が容易と考えられるもの
C	指導監督基準を満たしていない事項で、B判定以外のもの

(2) 改善指導の基準

第5条に規定する改善指導にあたっては、文書による改善指導(以下「文書指導」という。)を行うべきものと口頭による改善指導(以下「口頭指導」という。)が可能なものに区分した。

B判定の事項については口頭指導により対応することとし、C判定の事項については文書指導により対応することを原則とすること。ただし、B判定の事項であっても、以前の立入調査において指摘がなされたことがあり、新たな立入調査によっても再度指摘がなされる場合など、児童の安全確保の観点から特に注意を促す必要がある場合には、文書指導を行うものとする。

(3) 要改善点

改善を要すると認められる事項について記録すること。

(4) 状況

要改善点に係る状況を具体的に記録すること。

(5) 改善結果

要改善点について改善状況の確認を実施し、その結果を記録するものとし、「改善」又は「未改善」を記入すること。

1. 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設の指導基準等

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準				改善結果	
			評価事項	判定区分		実際の指導		
				B	C	口頭		文書
第1 保育に従事する者の数及び資格	<p>1 保育に従事する者の数</p> <p>○乳児 おおむね3人につき 1人以上</p> <p>○幼児 ・1、2歳児 おおむね6人につき 1人以上</p> <p>・3歳児 おおむね20人につき 1人以上</p> <p>・4歳児以上 おおむね30人につき 1人以上</p> <p>※ 以下、乳児及び幼児を総称する場合は、「乳幼児」とする。</p> <p>[考え方] ここでいう保育に従事する者は、その勤務時間を常勤職員に換算（有資格者、その他の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で除して常勤職員数とみなす。）して上記の人数を確保すること。</p>	<p>保育に従事する者の必要数の算出</p> <p>※ 以下、必要数の算出は年齢別に小数点1桁（小数点2桁以下切り捨て）目までを算出し、その合計の端数（小数点1桁）を四捨五入する。</p> <p>a 調査日の属する月を基準月とし、月極めの利用契約乳幼児数を基礎とする。（以下「基礎乳幼児数」という。）</p> <p>b 時間預かり（一時預かり）がある場合は、基礎乳幼児数に時間預かりの乳幼児数を加えること。（以下「総乳幼児数」という。）</p> <p>c 常時、保育に従事する者が、複数配置されているか。また、主たる開所時間を超える時間帯については、現に保育されている乳幼児が1人である場合を除き、常時、2人以上の保育に従事する者を配置しているか。</p>	<p>・主たる開所時間において、月極契約乳幼児数に対して保育に従事する者が不足している。</p>	—	○			
				<p>・主たる開所時間において、総乳幼児数に対して保育に従事する者が不足している。</p> <p>[保育に従事する者が不足するような場合には、乳幼児の受入を断るよう指導を行うこと。]</p>	○	—		
	<p>2 保育に従事する者の有資格者の数</p> <p>[考え方] ここでいう有資格者は、保育士（国家戦略特別区域法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師</p>	<p>有資格者の数が保育に従事する者の必要数の3分の1（保育に従事する者が2人の施設又は1のcにより1人が配置されている時間帯については1人）以上いるか。</p> <p>a 月極契約乳幼児数に対する有資格者の数</p>	<p>・月極契約乳幼児数に対する保育に従事する者数について、有資格者が不足している。</p>	—	○			

	を含む。)の資格を有する者をいう。 ※指導基準第1の調査事項3により評価を行う場合は、本項目は適用しない。	b 総乳幼児数に対する有資格者の数 ※ 有資格者の算出に当たっては、小数点1桁を四捨五入	・総乳幼児数に対する保育に従事する者数について、有資格者が不足している。 〔有資格者が不足するような場合には、乳幼児の受入を断るよう指導を行うこと。〕	○	－				
	3 国家戦略特別区域法第2条第1項に規定する国家戦略特別区域内に所在する施設における指導基準第1の調査事項2に係る特例	a 過去3年間に保育した乳幼児のおおむね半数以上が外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であり、かつ、現に保育する乳幼児のおおむね半数以上が外国人であるか。 b 外国の保育資格を有する者その他外国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数配置しているか。 c 保育士の資格を有する者を1人以上配置しているか。	・過去3年間に保育した乳幼児のおおむね半数以上が外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)ではない。または、現に保育する乳幼児のおおむね半数以上が外国人ではない。 ・外国の保育資格を有する者その他外国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数配置していない。 ・保育士の資格を有する者を1人以上配置していない。	－	○				
	4 保育士の名称	a 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。	・左記の事項につき、違反がある。	－	○				
		b 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないか。	・左記の事項につき、違反がある。	○	－				
第2 保育室等の構造、設備及び	1 保育室の面積 〔考え方〕 保育室面積： 当該保育施設において、保育室として使用している部屋の面積。調理室や便所、浴室等は含まない。	保育室の面積は、おおむね入所乳幼児1人当たり1.65㎡以上確保されているか。 a 月極契約乳幼児数についての1人当たりの面積	・不足している。	－	○				
		b 総乳幼児数についての1人当たりの面積	・不足している。 〔総乳幼児数に対して保育室面積が不足するような場合には、乳幼児の受入を断るよう指導を行うこと。〕	○	－				

面積	2 調理室の有無 〔考え方〕 給食を施設外で調理している場合、家庭からの弁当の持参を行っている場合等は、加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有していることが求められる。	a 調理室は、当該施設内にあって専用のものであるか。又は、施設外共同使用であるが、必要な時に利用できるか。	<ul style="list-style-type: none"> 調理室（施設外調理等の場合にあつては必要な調理機能）がない。 調理室が、乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることができないよう区画等されている状態にない。 〔調理機能のみを有している場合にあつても、衛生や乳幼児の安全が十分確保される状態となっていること。〕 区画はあるが、扉が閉められていない等運用面の注意を要する。 衛生的な状態が保たれていない。 〔原則として、C判定区分とするが、清掃方法の見直し等軽微な改善指導については、B判定区分としてよい。〕 	—	○				
				—	○				
	3 おおむね1歳未満児とその他の幼児の保育場所とが区画されかつ安全性が確保	a おおむね1歳未満児の保育を行う場所とその他の幼児の保育を行う場所は、別の部屋であることが望ましいが、部屋を別にできない場合は、ベビーフェンス、ベビーベッド等で区画すること。	<ul style="list-style-type: none"> 区画されていない。（保育場所が別の部屋にない、又はベビーフェンス、ベビーベッド等の区画がない。） 区画が不十分（ベビーフェンス等があつても、十分活用されていない。） 	—	○				
				○	—				
	4 保育室の採光及び換気の確保、安全性の確保	a 採光が確保されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 窓等採光に有効な開口部がない。 〔建築基準法第28条第1項及び建築基準法施行令第19条の規定（認可保育所の保育室の採光）に準じ、窓等採光に有効な開口部の面積が床面積の5分の1以上であることが望ましい。〕 	—	○				
		b 換気が確保されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 窓等換気に有効な開口部がない。 〔建築基準法第28条第2項の規定（居室の換気）に準じ、窓等換気に有効な開口部の面積が床面積の20分の1以上であるか、これに相当する換気設備があることが望ましい。〕 	—	○				
		c 乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせていないか。	<ul style="list-style-type: none"> 同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせることがある。 	—	○				
	5 便所 (1) 便所の手洗設備 便所と保育室及び調理室	a 便所用の手洗設備が設けられているだけでなく、衛生的に管理されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 便所用の手洗設備が設けられていない。 	—	○				

	との区画 便所の安全な使用の確保	<p>b 便所は、乳幼児が安全に使用するのに適当なものであるか。</p> <p>c 便所は保育室及び調理室と区画され衛生上問題がないか。</p>	<p>・手洗設備が不衛生（十分に清掃がなされていない、石けんがないなど。）</p> <p>・便所が、保育室及び調理室と区画されていない。</p> <p>・便所が不衛生（十分に清掃がなされていない。）</p>	○	－				
	(2) 便器の数	<p>a 便器の数が、おおむね幼児20人につき1以上であるか。</p> <p>※ 特に支障がない場合 便所が同一階にあり、共同使用しても必要数を確保でき、衛生上問題ないこと。</p>	・基準より便器の数が大きく不足している。	－	○				
第3 非常災害に対する措置	1 (1) 消火用具の設置	<p>a 消火用具が設置されているか。</p> <p>b 職員が消火用具の設置場所及びその使用方法を知っているか。</p>	<p>・消火用具がない又は消火用具の機能失効。</p> <p>・消火用具の設置場所等につき、周知されていない。</p>	－	○				
	(2) 非常口の設置	<p>a 非常口（玄関とは別の勝手口など）は、火災等非常時に入所（利用）乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されているか。</p> <p>※ 2階以上の施設については、指導基準第4により評価を行うものとする。</p>	・保育室を1階に設けているが、適切な退避用経路がない。	－	○				
	2 (1) 非常災害に対する具体的計画（消防計画）の策定	<p>a 【30人以上の施設】 具体的計画＝消防計画が適正に作成され届出が行われているか。</p> <p>※ 消防法上30人以上の施設については、作成及び届出の義務がある。30人未満の施設であっても、乳幼児の安全確保の観点から届出が望ましい。</p> <p>※ 消防計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の提出を行うものとする。</p> <p>【30人未満の施設】 災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担等が記された計画が策定されているか。</p> <p>※ 消防計画が作成されている場合は消防計画で可能。</p>	<p>【30人以上の施設】 ・具体的計画（消防計画）を作成、届出をしていない。</p> <p>【30人未満の施設】 ・具体的計画を作成していない。</p>	－	○				
				－	○				

		<p>b 防火管理者の選任、届出が行われているか。</p> <p>※ 認可外保育施設も消防法上の児童福祉施設とみなされるため、30人以上の施設は、防火管理者の選任、届出を行わなければならない。30人未満の施設であっても乳幼児の安全確保の観点から、届出を行うことが望ましい。</p>	<p>・30人以上の施設であって選任、届出をしていない。</p>	—	○						
	(2) 避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施	<p>a 訓練は毎月定期的に行われているか。</p> <p>※ 訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とする。</p>	<p>・訓練が1年以内に1回も実施されていない。</p> <p>・訓練がおおむね毎月実施されている状況にない。</p>	—	○						
第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	1 保育室が2階の場合の条件	<p>a 保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を備えているか。</p>	<p>・転落防止設備がない。</p>	—	○						
		<p>b 耐火建築物若しくは準耐火建築物又は乳幼児の避難に適した構造の施設若しくは設備のいずれかを満たしているか。</p> <p>なお、保育室を2階に設ける建物が右記イ及びロのいずれも満たさない場合においては、指導基準第3に規定する設備の設置及び訓練の実施に特に留意すること。</p> <p>(注)「指導基準第3に規定する設備」とは、非常口(玄関とは別の勝手口など)、消火用具を指し、その両方が原則2階にあるかどうかで判断すること。</p> <p>※ 保育室等の室内面の材質確認は、外観では判別が難しいので、建築図面等で確認すること。</p>	<p>・下記のイ及びロのいずれも満たしておらず、かつ、指導基準第3に規定する設備の設置及び訓練の実施がなされていない。</p> <p>イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。</p> <p>ロ 下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備(乳幼児の避難に適した構造のものに限る。)がそれぞれ1以上設けられていること。</p> <table border="1" data-bbox="890 1532 1461 1868"> <tr> <td>常用</td> <td>① 屋内階段 ② 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 待避上有効なバルコニー ③ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ④ 屋外階段</td> </tr> </table>	常用	① 屋内階段 ② 屋外階段	避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 待避上有効なバルコニー ③ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ④ 屋外階段	—	○		
常用	① 屋内階段 ② 屋外階段										
避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 待避上有効なバルコニー ③ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ④ 屋外階段										
	2 保育室が3階の場合の条件	<p>a 耐火建築物であるか。</p>	<p>・建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でない。(準耐火建築物は不可)</p>	—	○						

	<p>b 乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備があるか。</p>	<p>・下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備（乳幼児の避難に適した構造のものに限る。）がそれぞれ1以上設けられていない。</p> <table border="1" data-bbox="890 362 1465 689"> <tr> <td data-bbox="890 362 1002 497">常用</td> <td data-bbox="1002 362 1465 497"> ① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 屋外階段 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="890 497 1002 689">避難用</td> <td data-bbox="1002 497 1465 689"> ① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ③ 屋外階段 </td> </tr> </table>	常用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 屋外階段	避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ③ 屋外階段	-	○			
常用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 屋外階段										
避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ③ 屋外階段										
	<p>c 避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内にあるか。</p>	<p>・避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内でない。</p>	-	○							
	<p>d 調理室は床又は壁が耐火構造で戸が防火戸であるか。</p> <p>※ ダンパー：ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置のこと。</p>	<p>・以下に掲げる施設又は設備のうち該当するものが一つもない。</p> <p>① 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている。</p> <p>② 調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。</p> <p>③ 調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。</p>	-	○							
	<p>e 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。</p>	<p>・左記eを満たしていない。</p>	-	○							
	<p>f 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。</p>	<p>・転落防止設備がない。</p> <p>・転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。</p>	-	○	-						

第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件		<p>g 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備（電話で可）があるか。</p> <p>※ 非常警報器具：警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等のこと。</p> <p>※ 非常警報設備：非常ベル、自動式サイレン、放送設備等のこと。</p>	・左記 g を満たしていない。	—	○								
		<p>h カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理されているか。</p>	・左記 h を満たしていない。 〔防災物品の表示にも努めること。〕	—	○								
	3 保育室が4階以上の場合の条件	a 耐火建築物であるか。	・建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でない。(準耐火建築物は不可)	—	○								
		b 乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備があるか。	・下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備（乳幼児の避難に適した構造のものに限る。）がそれぞれ1以上設けられていない。	—	○								
				<table border="1"> <tr> <td>常用</td> <td> ① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段 </td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td> ① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 ③ 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段 </td> </tr> </table>		常用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段	避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 ③ 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段				
常用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段												
避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 ③ 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段												
	c 避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内にあるか	・避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内でない。	—	○									

		<p>d 調理室は床又は壁が耐火構造で戸が防火戸であるか。</p>	<p>・以下に掲げる施設又は設備のうち該当するものがない。</p> <p>① 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている。</p> <p>② 調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられている。</p> <p>③ 調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。</p>	-	○			
		<p>e 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。</p>	<p>・左記eを満たしていない。</p>	-	○			
		<p>f 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。</p>	<p>・転落防止設備がない。</p> <p>・転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。</p>	-	○			
		<p>g 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備（電話で可）があるか。</p>	<p>・左記gを満たしていない。</p>	-	○			
		<p>h カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理されているか。</p>	<p>・左記hを満たしていない。 〔防災物品の表示にも努めること。〕</p>	-	○			

第5 保育内容	1 保育の内容 ※ 保育所保育指針を踏まえた適切な保育が行われているか。	a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状態を把握し、保育内容を工夫しているか。	・左記b～dの事項を満たしていること。(実際の指導等は、b～dの事項について、それぞれ実施する。)	－	－	－	－		
		b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画を定め実行しているか。 (a) カリキュラムが、乳幼児の日々の生活リズムに沿って設定されているか。 (b) 必要に応じ入所(利用)乳幼児に入浴又は清拭をし、身体の清潔が保たれているか。 (c) 沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮しているか。 (d) 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されているか。	・デイリープログラム等が作成されていない。 ・汚れたときの処置が不相当 〔特に注意を要するものについては文書指導を行うこと。〕 ・屋外遊戯の機会が適切に確保されていない。(幼児) ・外気浴の機会が適切に確保されていない。(乳児) 〔特に注意を要するものについては文書指導を行うこと。〕	－	○	○	－		
		c 漫然と乳幼児にテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。	・テレビやビデオを見せ続けている。 ・一人一人の乳幼児に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わっていない。 〔特に注意を要するものについては文書指導を行うこと。〕	○	－	○	－		
		d 必要な遊具、保育用品等が備えられているか。 ※ テレビは含まない。	・遊具がない。 ・遊具につき、改善を要する点がある。 年齢に応じた玩具が備えられていない、衛生面に問題がある等。 ・大型遊具を備える場合にあつては、その安全性に問題がある。	－	○	○	－	－	○

<p>2 保育に従事する者の保育姿勢等</p> <p>(1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上</p>	<p>a 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として、適切な姿勢であるか。特に、施設の運営管理の任にあたる施設長については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること。</p> <p>b 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。</p>	<p>・施設内研修の機会を設けるなど、保育に従事する者の質の向上に努めていない。</p>	○	-									
<p>(2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮</p>	<p>a 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分な配慮がなされているか。</p>	<p>・配慮に欠けている。 (例) しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えている。 いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。等</p>	-	○									
<p>(3) 児童相談所等の専門的機関との連携</p>	<p>a 入所(利用)乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。</p> <p>※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。</p>	<p>・虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等が行われていない。</p>	-	○									
<p>3 保護者との連絡等</p> <p>(1) 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施</p>	<p>a 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を、連絡しているか。</p>	<p>・可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることに心がけていない。</p>	○	-									
<p>(2) 保護者との緊急時の連絡体制</p>	<p>a 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育に従事する者が容易にわかるようにされているか。</p> <p>※ 消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備すること。</p>	<p>・保護者の緊急連絡表が整備されていない。</p>	-	○									
<p>(3) 保育室の見学</p>	<p>a 保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応しているか。</p>	<p>・保護者等からの要望があった場合に、乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障のない範囲であっても、これらの要望に適切に対応していない。</p>	○	-									

第6 給食	1 衛生管理の状況 調理室、調理、配膳、食器等の適切な衛生管理	a 食器類やふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。 また、哺乳ビンを使用することによく洗い、滅菌しているか。	・使用することによく洗っていない。十分な殺菌又は滅菌が行われていない。	－	○			
		b 調理室が清潔に保たれているか。	・汚れている。残飯等が放置されている。	－	○			
		c 調理方法が衛生的であるか。	・不適切な事項がある。	○	－			
		d 配膳が衛生的であるか。						
		e 食事時、食器類や哺乳ビンは、乳幼児や保育に従事する者の間で共用されていないか。	・(十分な消毒がなされずに)共用されることがある。	○	－			
		f 原材料、調理済み食品(持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む。)について腐敗、変質しないよう冷凍又は冷蔵設備等を利用する等適切な措置を講じているか。	・冷凍・冷蔵設備がない。その他、食品の保存に関し、不適切な事項がある。	－	○			
第7 健康管理・安全確保	2 食事内容等の状況 (1) 乳幼児の年齢や発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容	a 乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。	・配慮されていない。	－	○			
		b 健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容か。						
		[市販の弁当等の場合] c 乳幼児に適した内容であるか。	・配慮されていない。	－	○			
		d 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われているか。また、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われているか。	・乳児に対する配慮が適切に行われていない。	－	○			
第7 健康管理・安全確保	(2) 献立に従った調理	a 食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理がされているか。	・献立が作成されていない。 ・献立に従った調理が適切に行われていないことがある。	－	○			
				○	－			
第7 健康管理・安全確保	1 乳幼児の健康状態の観察 登園、降園の際、乳幼児一人一人の健康状態の観察	a 登園の際、健康状態の観察及び保護者からの乳幼児の報告を受けているか。 ※ 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等	・十分な観察が行われていない。 ・保護者から報告(連絡帳を活用することを含む。)を受けてない。	○	－			
		b 降園の際、登園時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。	・十分な観察が行われていない。 ・注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。	○	－			

2 乳幼児の発育チェック	a 身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な発育チェックを全く行っていない。 基本的な発育チェックを毎月行っていない。 	-	○			
3 乳幼児の健康診断 継続して保育している乳幼児の健康診断を入所（利用開始）時及び1年に2回、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施 [考え方] 3 a、bについては在籍児童全員が実施していることを求めるものであるが、各施設の状況を鑑みて在籍児童に対しておおむね実施されている状況をもって「適」と自治体が個別判断することも可。	a 乳幼児の健康状態の確認のため、入所（利用）児の健康診断はなるべく入所（利用）決定前に実施し、未実施の場合は入所（利用開始）後直ちに行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> 入所（利用開始）時に実施されていない。ただし、保護者からの健康診断結果の提出がある場合等は、これにより入所（利用開始）時の健康診断がなされたものとみなしてよい。 	-	○			
	b 1年に2回の健康診断が実施されているか。（おおむね6月毎に実施） ※ 施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写しの提出を受けること。	<ul style="list-style-type: none"> 全く実施されていない。 1年に1回しか実施していない。 健康診断の内容が不十分又は記録に不備がある。 	-	○			
	c 入所（利用開始）後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育に従事する者への周知が行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時に備えた保育所付近の病院関係の一覧が未作成。 職員への周知状況の不徹底等対応が不十分。 	-	○			
4 職員の健康診断	a 職員の健康診断を労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に基づき採用時及び1年に1回実施しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 実施されていない。 	-	○			
	b 調理に携わる職員には、おおむね月1回検便を実施しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 実施されていない。 おおむね月1回の検便が実施されている状況にない。 	-	○			
5 医薬品等の整備	a 必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。 ※ 最低限必要なもの：体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類等	<ul style="list-style-type: none"> 左記の最低限必要な医薬品、医療品がない。 	○	-			
6 感染症への対応	a 感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 対応が適切ではない。 	-	○			
	b 再登園時には、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出などについて、保護者の理解と協力を求めているか。	<ul style="list-style-type: none"> 治癒の判断をもつばら保護者に委ねている。 	○	-			
	c 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものが準備されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 洗浄、洗濯等を行わないまま共用している。 	○	-			

7 乳幼児突然死症候群に対する注意	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。	・保育室に職員が在室していないなど、乳幼児突然死症候群に対する注意を払っていない。	—	○				
	b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。 ※ 窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。	・乳幼児突然死症候群に対する注意が不足している。	—	○				
	c 保育室では禁煙を厳守しているか。	・保育室内で喫煙している。	—	○				
8 安全確保	a 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。	・安全計画が策定されていない。 ・保育室だけでなく、乳幼児の出入りする場所には危険物防止に対する十分な配慮がされていない。	—	○	○	—		
	b 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されているか。	・職員に対し、安全計画について周知されていない。 ・安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されていない。	—	○	—	○		
	c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。	・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。	—	○				
	d 事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っているか。	・施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置がない。	—	○				
	e プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。	・専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置していない。	○	—				

		<p>f 児童の食事に関する情報や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去することや、食物アレルギーのある子どもに配慮した食事の提供を行っていない。 	-	○			
		<p>g 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的実施しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検が行われていない。 	-	○			
		<p>h 不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・困障はあるが、施設等が不十分。 	○	-			
		<p>i 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されていない。 	-	○			
		<p>j 児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて i に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置が備えられていない。 ・児童の降車の際の確認にあたり、当該装置を用いていない。 	-	○			
		<p>k 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な訓練が実施されていない。 	-	○			
		<p>l 賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一の事故に備えているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。 	-	○			

		<p>m 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告しているか。</p>	<p>・「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和5年12月14日こ成安第142号通知）に基づく報告が行われていない。</p>	—	○			
		<p>n 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p>	<p>・事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。</p>	—	○			
		<p>o 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。</p>	<p>・死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。</p>	—	○			
第8 利用者への情報提供	1 施設及びサービスに関する内容の掲示	<p>以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示されているか。</p> <p>a 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名</p> <p>b 建物その他の設備の規模及び構造</p> <p>c 施設の名称及び所在地</p> <p>d 事業を開始した年月日</p> <p>e 開所している時間</p> <p>f 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由</p> <p>g 入所（利用）定員</p> <p>h 保育士その他の職員の配置数又はその予定</p> <p>i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</p> <p>j 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容</p> <p>k 緊急時等における対応方法</p> <p>l 非常災害対策</p> <p>m 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）</p>	<p>・全く掲示されていない。</p> <p>・左記 a～n の事項につき、掲示内容又は掲示の仕方が不十分。</p> <p>・「ここ d eサーチ」に情報が全く掲載されていない。</p> <p>・「ここ d eサーチ」に左記 a～n の事項につき、掲載がない項目がある又は内容が不十分。</p>	—	○	○	—	○

	2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	以下の事項について、利用者による書面等による交付がされているか。 a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 c 施設の名称及び所在地 d 施設の管理者の氏名 e 当該利用者に対し提供するサービスの内容 f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 g 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先	・書面等により交付されていない。 ・左記a～hの事項につき、交付内容が不十分。	—	○			
	3 サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	a 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。	・説明が行われていない。 ・説明はされているが、内容が不十分。	—	○			
第9 備える帳簿等	1 職員に関する帳簿等の整備	a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、採用年月日等が記載された帳簿等があるか。	・確認できる帳簿等が備えられていない。 ・整備内容が不十分。	—	○			
		b 労働基準法等の他法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等があるか。 ・労働者名簿(労働基準法第107条) ・賃金台帳(労働基準法第108条) ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務(労働基準法第109条)	・左記の帳簿等の整備状況が不十分。	—	○			
	2 在籍(利用)乳幼児に関する帳簿等の整備	a 在籍(利用)乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍(利用)記録並びに契約内容等が確認できる帳簿等があるか。	・確認できる帳簿等が備えられていない。 ・整備内容が不十分。	—	○			

2. 法第6条の3第9項に規定する業務又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）の指導基準等

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準				改善結果	
			評価事項	判定区分		実際の指導		
				B	C	口頭		文書
第1 保育に従事する者の数及び資格	1 保育に従事する者の数 ○1人に対して乳幼児3人以下 ○家庭的保育補助者とともに保育する場合は、乳幼児5人以下	乳幼児の数が保育することができる数以内か。 a 保育に従事する者が1人で保育している乳幼児の数	・乳幼児数が3人を超えている。	—	○			
		b 保育に従事する者が家庭的保育補助者とともに保育している乳幼児の数	・乳幼児数が5人を超えている。	—	○			
	2 保育に従事する者の有資格者の数 〔考え方〕 ここでいう有資格者は、保育士（国家戦略特別区域法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者をいう。	a 保育に従事する者のうち、1人以上は、有資格者又は都道府県知事、指定都市市長、中核市市長若しくは児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であるか。	・有資格者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者が配置されていない。	—	○			
3 保育士の名称	a 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。	・左記の事項につき、違反がある。	—	○				
	b 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないか。	・左記の事項につき、違反がある。	○	—				
第2 保育室等の構造、設備及び面積	1 保育室等の面積等	a 家庭的保育事業等設備運営基準第22条を参照しつつ、乳幼児の保育を適切に行うことができる広さか。	・乳幼児の保育を適切に行うことができる広さが確保されていない。	—	○			
		b 調理設備は、当該施設内にあつて専用のものであるか。又は、施設外共同使用であるが、必要な時に利用できるか。	・調理設備（施設外調理等の場合にあつては必要な調理機能）がない。 ・調理設備が、乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることができないよう区画等されている状態にない。 〔調理機能のみを有している場合にあつても、衛生や乳幼児の安全が十分確保される状態となっていること。〕	—	○			

			<ul style="list-style-type: none"> ・区画はあるが、扉が閉められていない等運用面の注意を要する。 ・衛生的な状態が保たれていない。 <p>（原則として、C判定区分とするが、清掃方法の見直し等軽微な改善指導については、B判定区分としてよい。）</p>	○	－			
2 保育室等の採光及び換気の確保、安全性の確保	a 採光が確保されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・窓等採光に有効な開口部がない。 <p>（建築基準法第28条第1項及び建築基準法施行令第19条の規定（認可保育所の保育室の採光）に準じ、窓等採光に有効な開口部の面積が床面積の5分の1以上であることが望ましい。）</p>	－	○				
	b 換気が確保されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・窓等換気に有効な開口部がない。 <p>（建築基準法第28条第2項の規定（居室の換気）に準じ、窓等換気に有効な開口部の面積が床面積の20分の1以上であるか、これに相当する換気設備があることが望ましい。）</p>	－	○				
	c 乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせていないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせることがある。 	－	○				
3 便所 (1) 便所の手洗設備 便所と保育室及び調理室との区画 便所の安全な使用の確保	a 便所用の手洗設備が設けられているだけでなく、衛生的に管理されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・便所用の手洗設備が設けられていない。 	－	○				
	b 便所は、乳幼児が安全に使用するのに適当なものであるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗設備が不衛生（十分に清掃がなされていない、石けんがないなど。） 	○	－				
	c 便所は保育を行う部屋及び調理設備が設けられている部屋と区画され衛生上問題がないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・便所が、保育を行う部屋及び調理設備が設けられている部屋と区画されていない。 	－	○				
		<ul style="list-style-type: none"> ・便所が不衛生（十分に清掃がなされていない。） 	○	－				
(2) 便器の数	a 便器の数が、1以上であるか。 ※ 特に支障がない場合 便所が同一階にあり、共同使用しても必要数を確保でき、衛生上問題ないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・便器が一つもない。 	－	○				

第3 非常災害に対する措置	1 〔考え方〕 保育室等が2階以上にある場合 であっても、指導基準第4による評価ではなく、本基準により評価を行うものとする。								
	(1) 消火用具の設置	a 消火用具が設置されているか。	・消火用具がない又は消火用具の機能失効。	－	○				
		b 職員が消火用具の設置場所及びその使用方法を知っているか。	・消火用具の設置場所等につき、周知されていない。	○	－				
	(2) 非常口の設置	a 非常口は、火災等非常時に入所（利用）乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されているか。	・適切な待避用経路がない。	－	○				
	2 (1) 非常災害に対する計画の策定	a 災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担等が記された計画が策定されているか。	・計画が策定されていない。	－	○				
	(2) 避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施	a 訓練は毎月定期的に行われているか。 ※ 訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とする。	・訓練が1年以内に1回も実施されていない。 ・訓練がおおむね毎月実施されている状況にない。	－	○				
第5 保育内容	1 保育の内容 ※ 保育所保育指針を踏まえた適切な保育が行われているか。	a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、保育内容を工夫しているか。	・左記 b～d の事項を満たしていること。（実際の指導等は、b～d の事項について、それぞれ実施する。）	－	－	－	－		

	<p>b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わせられた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画を定め実行しているか。</p> <p>(a) カリキュラムが、乳幼児の日々の生活リズムに沿って設定されているか。</p> <p>(b) 必要に応じ入所（利用）乳幼児に入浴又は清拭をし、身体の清潔が保たれているか。</p> <p>(c) 沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮しているか。</p> <p>(d) 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・デイリープログラム等が作成されていない。 ・汚れたときの処置が不適当 〔特に注意を要するものについては文書指導を行うこと。〕 ・屋外遊戯の機会が適切に確保されていない。（幼児） ・外気浴の機会が適切に確保されていない。（乳児） 〔特に注意を要するものについては文書指導を行うこと。〕 	—	○				
	<p>c 漫然と乳幼児にテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビやビデオを見せ続けている。 ・一人一人の乳幼児に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わっていない。 〔特に注意を要するものについては文書指導を行うこと。〕 	○	—				
	<p>d 必要な遊具、保育用品等が備えられているか。 ※ テレビは含まない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具がない。 ・遊具につき、改善を要する点がある。 年齢に応じた玩具が備えられていない、衛生面に問題がある等。 ・大型遊具を備える場合によっては、その安全性に問題がある。 	—	○				
2 保育に従事する者の保育姿勢等 (1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上	<p>a 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として、適切な姿勢であるか。特に、施設の運営管理の任にあたる施設長については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること。</p> <p>b 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内研修の機会を設けるなど、保育に従事する者の質の向上に努めていない。 	○	—				

	(2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮	a 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。	・配慮に欠けている。 (例) しつげと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えている。 いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。等	—	○			
	(3) 児童相談所等の専門的機関との連携	a 入所(利用)乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。 ※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。	・虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等が行われていない。	—	○			
	3 保護者との連絡等							
	(1) 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施	a 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を、連絡しているか。	・可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることに心がけていない。	○	—			
	(2) 保護者との緊急時の連絡体制	a 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育に従事する者が容易にわかるようにされているか。 ※ 消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備すること。	・保護者の緊急連絡表が整備されていない。	—	○			
	(3) 保育室の見学	a 保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状態を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応すること。	・保護者等からの要望があった場合に、乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障のない範囲であっても、これらの要望に適切に対応していない。	○	—			
第6 給食	1 衛生管理の状況 調理設備、調理、配膳、食器等の適切な衛生管理	a 食器類やふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。 また、哺乳ビンを使用することによく洗い、滅菌しているか。	・使用することによく洗っていない。十分な殺菌並びに滅菌が行われていない。	—	○			
		b 調理設備が清潔に保たれているか。 c 調理方法が衛生的であるか。 d 配膳が衛生的であるか。	・汚れている。残飯等が放置されている。 ・不適切な事項がある。	—	○	○	—	

		e 食事時、食器類や哺乳ビン は、乳幼児や保育に従事する 者の間で共用されていない か。	・(十分な消毒がなされずに) 共用されることがある。	○	－				
		f 原材料、調理済み食品(持 参による弁当、仕出し弁当、 離乳食も含む。)について腐 敗、変質しないよう冷凍又は 冷蔵設備等を利用する等適 当な措置を講じているか。	・冷凍・冷蔵設備がない。その 他、食品の保存に関し、不適 切な事項がある。	－	○				
	2 食事内容等の状況 (1) 乳幼児の年齢や発達、健 康状態(アレルギー疾患 等を含む。)等に配慮した 食事内容	a 乳児の食事を幼児の食事と 区別して実施しているか。 b 健康状態(アレルギー疾患 等を含む。)等に配慮した食 事内容か。	・配慮されていない。	－	○				
		[市販の弁当等の場合] c 乳幼児に適した内容である か。	・配慮されていない。	－	○				
		d 乳児にミルクを与えた場合 は、ゲップをさせるなどの授 乳後の処置が行われている か。また、離乳食摂取後の乳 児についても食事後の状況 に注意が払われているか。	・乳児に対する配慮が適切に 行われていない。	－	○				
	(2) 献立に従った調理	a 食事摂取基準、乳幼児の嗜 好を踏まえ変化のある献立に より、一定期間の献立表を作 成し、この献立に基づき調理 がされているか。	・献立が作成されていない。 ・献立に従った調理が適切に 行われていないことがある	－	○				
第 7 健康 管理 ・安全 確保	1 乳幼児の健康状態の観察 登園、降園の際、乳幼児一人 一人の健康状態の観察	a 登園の際、健康状態の観察 及び、保護者からの乳幼児の 報告を受けているか。 ※ 体温、排便、食事、睡眠、 表情、皮膚の異常の有無、機 嫌等	・十分な観察が行われていな い。 ・保護者から報告(連絡帳を 活用することを含む。)を受 けてない。	○	－				
		b 降園の際、登園時と同様の 健康状態の観察が行われてい るか。保護者へ乳幼児の状態 を報告しているか。	・十分な観察が行われていな い。 ・注意が必要である場合にお いて保護者等にその旨を報 告していない。	○	－				
	2 乳幼児の発育チェック	a 身長や体重の測定など、基 本的な発育チェックを毎月定 期的に行っているか。	・基本的な発育チェックを全 く行っていない。 ・基本的な発育チェックを毎 月行っていない。	－	○				

第7 健康 管理 ・ 安全 確保	3 乳幼児の健康診断 継続して保育している乳幼児の健康診断を入所（利用開始）時及び1年に2回、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施 [考え方] 3 a、bについては在籍児童全員が実施していることを求めるものであるが、各施設の状態を鑑みて在籍児童に対しておおむね実施されている状況をもって「適」と自治体が個別判断することも可。	a 乳幼児の健康状態の確認のため、入所（利用）児の健康診断はなるべく入所（利用）決定前に実施し、未実施の場合は入所（利用開始）後直ちに行っているか。	・入所（利用開始）時に実施されていない。ただし、保護者からの健康診断結果の提出がある場合等は、これにより入所（利用開始）時の健康診断がなされたものとみなしてよい。	－	○					
		b 1年に2回の健康診断が実施されているか。（おおむね6月毎に実施） ※ 施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写しの提出を受けること。	・全く実施されていない。 ・1年に1回しか実施していない。 ・健康診断の内容が不十分又は記録に不備がある。	－	○					
		c 入所（利用開始）後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育に従事する者への周知が行われているか。	・緊急時に備えた保育所付近の病院関係の一覧が未作成。 ・職員への周知状況の不徹底等対応が不十分。	－	○					
	4 職員の健康診断	a 職員の健康診断を労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく労働安全衛生規則(昭和47年厚生省令第32号)に基づき採用時及び1年に1回実施しているか。	・実施されていない。	－	○					
		b 調理に携わる職員には、おおむね月1回検便を実施しているか。	・実施されていない。 ・おおむね月1回の検便が実施されている状況にない。	－	○					
	5 医薬品等の整備	a 必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。 ※ 最低限必要なもの:体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類等	・左記の最低限必要な医薬品、医療品がない。	○	－					
	6 感染症への対応	a 感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示しているか。	・対応が適切ではない。	－	○					
		b 再登園時には、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出などについて、保護者の理解と協力を求めているか。	・治癒の判断をもつばら保護者に委ねている。	○	－					
		c 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものが準備されているか。	・洗浄、洗濯等を行わないまま共用している。	○	－					

7 乳幼児突然死症候群に対する注意	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。	・保育室に職員が在室していないなど、乳幼児突然死症候群に対する注意を払っていない。	—	○			
	b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。 ※ 窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。	・乳幼児突然死症候群に対する注意が不足している。	—	○			
	c 保育室では禁煙を厳守しているか。	・保育室内で喫煙している。	—	○			
8 安全確保	a 施設の実備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。	・安全計画が策定されていない。 ・保育室だけでなく、乳幼児の出入りする場所には危険物防止に対する十分な配慮がされていない。	—	○	○	—	
	b 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されているか。	・職員に対し、安全計画について周知されていない。 ・安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されていない。	—	○	—	○	
	c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。	・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。	—	○			
	d 事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っているか。	・施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置がない。	—	○			
	e プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。	・専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置していない。	○	—			

		f 児童の食事に関する情報や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。	・誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去することや、食物アレルギーのある子どもに配慮した食事の提供を行っていない。	—	○			
		g 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的実施しているか。	・定期的な点検が行われていない。	—	○			
		h 不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。	・困障はあるが、施設等が不十分。	○	—			
		i 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。	・点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されていない。	—	○			
		j 児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いてiに定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行っているか。	・当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置が備えられていない。 ・児童の降車の際の確認にあたり、当該装置を用いていない。	—	○			
		k 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。	・定期的な訓練が実施されていない。	—	○			
		l 賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一の事故に備えているか。	・賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。	—	○			

		<p>m 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告しているか。</p> <p>n 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p> <p>o 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。</p>	<p>・「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和5年12月14日こ成安第142号通知）に基づく報告が行われていない。</p> <p>・事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。</p> <p>・死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。</p>	—	○			
第8利用者への情報提供	1 施設及びサービスに関する内容の掲示	<p>以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示されているか。</p> <p>a 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名</p> <p>b 建物その他の設備の規模及び構造</p> <p>c 施設の名称及び所在地</p> <p>d 事業を開始した年月日</p> <p>e 開所している時間</p> <p>f 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあつては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由</p> <p>g 入所（利用）定員</p> <p>h 保育士その他の職員の配置数又はその予定</p> <p>i 設置者及び職員に対する研修の受講状況</p> <p>j 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</p> <p>k 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容</p> <p>l 緊急時等における対応方法</p> <p>m 非常災害対策</p> <p>n 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>o 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）</p>	<p>・全く掲示されていない。</p> <p>・左記 a～o の事項につき、掲示内容又は掲示の仕方が不十分。</p> <p>・「ここ d eサーチ」に情報が全く掲載されていない。</p> <p>・「ここ d eサーチ」に左記 a～n の事項につき、掲載がない項目がある又は内容が不十分。</p>	—	○	○	—	—

	2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	<p>以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。</p> <p>a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地</p> <p>b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>c 施設の名称及び所在地</p> <p>d 施設の管理者の氏名</p> <p>e 当該利用者に対し提供するサービスの内容</p> <p>f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</p> <p>g 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容</p> <p>h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先</p>	<p>・書面等により交付されていない。</p> <p>・左記 a～h の事項につき、交付内容が不十分。</p>	—	○				
	3 サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	<p>当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。</p>	<p>・説明が行われていない。</p> <p>・説明はされているが、内容が不十分。</p>	—	○				
第9 備える 帳簿等	1 職員に関する帳簿等の整備	a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、採用年月日等が記載された帳簿等があるか。	<p>・確認できる帳簿等が備えられていない。</p> <p>・整備内容が不十分。</p>	—	○				
		b 労働基準法等の他法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等があるか。 ・労働者名簿(労働基準法第107条) ・貸金台帳(労働基準法第108条) ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務(労働基準法第109条)	<p>・左記の帳簿等の整備状況が不十分。</p>	—	○				
	2 在籍(利用)乳幼児に関する帳簿等の整備	a 在籍(利用)乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍(利用)記録並びに契約内容等が確認できる帳簿等があるか。	<p>・確認できる帳簿等が備えられていない。</p> <p>・整備内容が不十分。</p>	—	○				

3. 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る。）の指導基準等

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準				改善結果	
			評価事項	判定区分		実際の指導		
				B	C	口頭		文書
第1 保育に従事する者の数及び資格	1 保育に従事する者の数 原則、1人に対して乳幼児1人 〔考え方〕 当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意しているときは、例外として、これを適用しないことができる。	a 保育に従事する者が1人で保育している乳幼児の数	・乳幼児数が1人を超えている。	－	○			
	2 保育に従事する者の有資格者の数 〔考え方〕 ここでいう有資格者は、保育士（国家戦略特別区域法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者をいう。	a 有資格者又は都道府県知事、指定都市市長、中核市市長若しくは児童相談所設置市長（以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であるか。	・有資格者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者が配置されていない。 〔※採用した日から1年を超えていない者については、採用後1年以内に研修を受けることを予定していること。〕	－	○			
	3 保育士の名称	a 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。 b 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないか。	・左記の事項につき、違反がある。 ・左記の事項につき、違反がある。	－	○			
第2 保育室等	1 事業の運営を行う事業所の専用区画及び備品等についての協力依頼 〔考え方〕	a 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているか。	・事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けていない。	－	－			

の構造、設備及び面積	事業の運営を行う事業所とは、乳幼児の居宅ではなく、業務を行う事業者の事務所をいう。	b 保育の実施に必要な備品等を備えるよう保護者に協力を求めているか。	・玩具、救急用品等の子どもの健康や安全管理に関わるものなど保育の実施に必要な備品等の用意について保護者に協力を求めている。	-	-			
第3 非常災害に対する措置／第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	1 防災上の必要な措置の実施	a 防災上の必要な措置が講じられているか。	・火災、地震等の災害発生時における対処方法等（避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む。）について定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知や定期的な訓練等を含む。）が不十分。	-	○			
第5 保育内容	1 保育の内容 ※ 保育所保育指針を参考に適切な保育が行われているか。	a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、保育が行われているか。 b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせられた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされているか。 c 乳幼児の生活リズムに沿った保育が実施されているか。 d 乳幼児に対し漫然とテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。	・以下の事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知を含む。）が不十分。 (1) 子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項 (2) 乳幼児への養護的な関わり（授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等）に関する事項 (3) 子どもの遊び等に関する事項 (4) 保育の実施に関して留意すべき事項	-	○			

<p>2 保育に従事する者の保育姿勢等</p> <p>(1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上</p>	<p>a 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者として、適切な姿勢であるか。特に、施設の運営管理の任にあたる施設の設置者又は管理者については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること。</p> <p>b 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。</p>	<p>・保育に当たっての基本姿勢（子どもへの愛情豊かな関わり、人格の尊重、プライバシーへの配慮等）に関する事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知を含む。）が不十分。</p> <p>・研修計画を作成し、保育従事者に対し、研修を実施していない。</p> <p>研修については、保育に従事する前（採用時）に実施することが望ましい。また、保育従事者の質の向上のため、定期的な研修の実施が望ましい。</p>	<p>○</p> <p>○</p>	<p>－</p> <p>－</p>			
<p>(2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮</p>	<p>乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。</p>	<p>・配慮に欠けている。（例）しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えている。</p> <p>いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。等</p>	<p>－</p>	<p>○</p>			
<p>(3) 児童相談所等の専門的機関との連携</p>	<p>利用乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。</p> <p>※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。</p>	<p>・虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等を行う体制がとられていない。</p>	<p>－</p>	<p>○</p>			
<p>3 保護者との連絡等</p> <p>(1) 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施</p>	<p>a 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、保育に従事する者からは保育中の乳幼児の様子を連絡しているか。</p>	<p>・可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることを心がけていない。</p>	<p>○</p>	<p>－</p>			
<p>(2) 保護者との緊急時の連絡体制</p>	<p>b 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡先を把握しているか。</p> <p>※かかりつけ医等の緊急時必要な連絡先も併せて把握すること。</p>	<p>・保護者の緊急連絡先等を把握していない。</p>	<p>－</p>	<p>○</p>			

第6 給食	〔考え方〕 指導基準第6については、適用しないことができるが、食事の提供を行う場合には、衛生面等必要な注意を払うことが必要である。								
	1 衛生管理の状況 食器等の適切な衛生管理	食器類やふきん、哺乳ビン等を使用する際は、衛生面等必要な注意を払い、配膳も衛生的であること。	・衛生面等必要な注意が払われていない。	—	—				
	2 食事内容等の状況	a 乳児にミルクを与えた場合に、ゲップをさせることや離乳食摂取後の乳児について食事後の状況に注意が払われているかなど乳児に対する配慮が適切に行われているか。	・乳児に対する配慮が適切に行われていない。	—	—				
		b アレルギー疾患等を有する子どもについて、保護者と連携し、医師の判断及び指示に基づき、適切な対応が行われているか。	・アレルギー疾患等を有する子どもに対して適切な対応が行われていない。	—	—				
第7 健康 管理 ・ 安全 確保	1 乳幼児の健康状態の観察 預かり、引渡しの際、乳幼児一人一人の健康状態の観察	a 預かりの際、健康状態の観察及び、保護者からの乳幼児の報告を受けているか。 ※ 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等	・十分な観察が行われていない。 ・保護者から報告（連絡帳を活用することを含む。）を受けてない。	○	—				
		b 引渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。	・十分な観察が行われていない。 ・注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。	○	—				
	2 職員の健康診断	a 職員の健康診断を労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく労働安全衛生規則（昭和47年厚生省令第32号）に基づき採用時及び1年に1回実施しているか。 b 食事の提供を行う場合には、提供頻度やその内容等の実情に応じ、検便を実施しているか。	・実施されていない。 ・実施されていない。	—	○				
	3 感染症への対応	a 感染予防のための対策が行われているか。	・手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防策について定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知を含む。）が不十分。	—	○				

4	<p>乳幼児突然死症候群に対する注意</p>	<p>a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。</p> <p>b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。</p> <p>※ 窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。</p> <p>c 保育中は禁煙を厳守しているか。</p>	<p>・左記の事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知を含む。）が不十分。</p>	-	○			
5	安全確保	<p>a 施設の設定の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育が実施されているか。</p> <p>b 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されているか。</p> <p>c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。</p> <p>d 事故防止の観点から、危険な場所等に対して適切な安全管理が図られているか。</p> <p>e 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制が整備されているか。</p> <p>f 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されているか。</p>	<p>・安全計画が策定されていない。</p> <p>・職員に対し、安全計画について周知されていない。</p> <p>・安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されていない。</p> <p>・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。</p> <p>・以下の事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知を含む。）が不十分。</p> <p>(1) 安全計画に基づく取組の内容等を踏まえた事故防止、防犯、安全最優先等シッターとしての心構えに関する事項</p> <p>(2) 保育を始める前の玩具、遊具等室内の安全確認に関する事項</p> <p>(3) 室内、室外の安全確認チェックポイント（リスト）</p> <p>(4) ケガや急病等における応急手当の方法（実践）に関する事項</p> <p>(5) 「ヒヤリ、ハット」時の事故防止意識の再確認等に関する事項</p> <p>(6) 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行する場合の、児童の乗車及び降車の際の児童の所在の確認方法に関する事項</p> <p>(7) 事故発生時における対処方法及び連絡体制に関する事項</p> <p>(8) 事故等発生後における詳細な内容等の報告に関する事項</p>	-	○			

	<p>g 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、職員に対し実技講習を定期的に受講させているか。</p>	<p>・職員に対し定期的な講習受講の機会が与えられていない。</p>	-	○														
	<p>h 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか。</p>	<p>・賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。</p>	-	○														
	<p>i 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県等に報告しているか。</p>	<p>・「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和5年12月14日こ成安第142号通知）に基づく報告が行われていない。</p>	-	○														
	<p>j 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p>	<p>・事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。</p>	-	○														
	<p>k 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。</p>	<p>・死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。</p>	-	○														

第8 利用者への情報提供	1 施設及びサービスに関する内容の提示	<p>以下の事項について、書面等による提示等がされているか。</p> <p>a 設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名</p> <p>b 事業所の名称及び所在地</p> <p>c 事業を開始した年月日</p> <p>d 保育提供可能時間</p> <p>e 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由</p> <p>f 利用定員</p> <p>g 保育士その他の職員の配置数又はその予定</p> <p>h 設置者及び職員に対する研修の受講状況</p> <p>i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</p> <p>j (提携している場合は) 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容</p> <p>k 緊急時等における対応方法</p> <p>l 非常災害対策</p> <p>m 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別(受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)</p>	<p>・全く提示等がされていない。</p> <p>・左記 a～n の事項につき、提示内容又は提示等の仕方が不十分。</p> <p>・「ここ d e サーチ」に情報が全く掲載されていない。</p> <p>・「ここ d e サーチ」に左記 a～n の事項につき、掲載がない項目がある又は内容が不十分。</p>	-	○			
	2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	<p>以下の事項について、利用者による書面等による交付がされているか。</p> <p>a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地</p> <p>b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>c 事業所の名称及び所在地</p> <p>d 事業所の管理者の氏名</p> <p>e 当該利用者に対し提供するサービスの内容</p> <p>f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</p> <p>g (提携している場合は) 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容</p> <p>h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先</p>	<p>・書面等により交付されていない。</p> <p>・左記 a～h の事項につき、交付内容が不十分。</p>	-	○			

	3 サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	a 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。	・説明が行われていない。 ・説明はされているが、内容が不十分。	－ ○	○ －			
第9 備える帳簿等	1 職員に関する帳簿等の整備	a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、採用年月日等が記載された帳簿があるか。	・確認できる書類が備えられていない。 ・整備内容が不十分。	－ ○	○ －			
		b 労働基準法等の他法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等があるか。 ・労働者名簿(労働基準法第107条) ・賃金台帳(労働基準法第108条) ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務(労働基準法第109条)	・左記の帳簿の整備状況が不十分。	－	○			
	2 利用乳幼児に関する書類等の整備	a 利用乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児利用記録並びに契約内容等が確認できる書類があるか。	・確認できる書類が備えられていない。 ・整備内容が不十分。	－ ○	○ －			

4. 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用していないものに限る。）の指導基準等

※評価事項において【*】が付いている事項は、チェックシート（別添ひな形を参照）の提出等による確認が想定される。

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準				改善結果	
			評価事項	判定区分		実際の指導		
				B	C	口頭		文書
第1 保育に従事する者の数及び資格	1 保育に従事する者の数 原則、1人に対して乳幼児1人 〔考え方〕 当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意しているときは、例外として、これを適用しないことができる。	a 保育に従事する者が1人で保育している乳幼児の数	・乳幼児数が1人を超えている。	－	○			
	2 保育に従事する者の有資格者の数 〔考え方〕 ここでいう有資格者は、保育士（国家戦略特別区域法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。以下同じ。）の資格を有する者をいう。	a 有資格者又は都道府県知事、指定都市市長、中核市市長若しくは児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であるか。	・有資格者でない、又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了していない。	－	○			
	3 保育士の名称	a 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。 b 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないか。	・左記の事項につき、違反がある。 ・左記の事項につき、違反がある。	－	○			
第2 保育室等の構造、設備及び面積	1 事業の運営を行う事業所の専用区画及び備品等についての協力依頼 〔考え方〕 事業の運営を行う事業所とは、乳幼児の居宅ではなく、業務を行う事業者の事務所をいう。	a 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているか。	・事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けていない。	－	－			
		b 保育の実施に必要な備品等を備えるよう保護者に協力を求めているか。	・玩具、救急用品等の子どもの健康や安全管理に関わるものなど保育の実施に必要な備品等の用意について保護者に協力を求めているか。	－	－			

<p>第3 非常災害に対する措置／第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件</p>	<p>1 防災上の必要な措置の実施</p>	<p>a 防災上の必要な措置が講じられているか。</p>	<p>・地震、火災等の災害発生時における対処方法等（避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む。）について検討及び実施をしていない。 【*】</p>	<p>－</p>	<p>○</p>			
<p>第5 保育内容</p>	<p>1 保育の内容 ※ 保育所保育指針を参考に適切な保育が行われているか。</p>	<p>a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状態を把握し、保育が行われているか。 b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされているか。 c 乳幼児の生活リズムに沿った保育が実施されているか。 d 乳幼児に対し漫然とテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。</p>	<p>・以下の事項について理解していない、又は、理解はしているが配慮した保育をしていない。【*】 (1) 子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項 (2) 乳幼児への養護的な関わり（授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等）に関する事項 (3) 子どもの遊び等に関する事項 (4) 保育の実施に関して留意すべき事項</p>	<p>－</p>	<p>○</p>			
	<p>2 保育に従事する者の保育姿勢等 (1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上</p>	<p>a 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者として、適切な姿勢であるか。 b 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。</p>	<p>・保育に当たっての基本姿勢（子どもへの愛情豊かな関わり、人格の尊重、プライバシーへの配慮等）を理解していない、又は、理解しているが取組が不十分。【*】 ・保育に従事する者に関する研修を受講していない。 【*】 〔研修については、保育に従事する前に受講することが望ましい。また、保育従事者の質の向上のため、定期的な研修の実施が望ましい。〕</p>	<p>○</p>	<p>－</p>			

	(2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮	乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。	・配慮に欠けている。【*】 (例) しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えている。 いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。等	－	○			
	(3) 児童相談所等の専門的機関との連携	利用乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関へ通告しているか。 ※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。	・虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告していない。	－	－			
	3 保護者との連絡等 (1) 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施	a 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、保育に従事する者からは保育中の乳幼児の様子を連絡しているか。	・可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることを心がけていない。	○	－			
	(2) 保護者との緊急時の連絡体制	b 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡先を把握しているか。 ※かかりつけ医等の緊急時必要な連絡先も併せて把握すること。	・保護者の緊急連絡先等を把握していない。	－	○			
第6給食	[考え方] 指導基準第6については、適用しないことができるが、食事の提供を行う場合には、衛生面等必要な注意を払うことが必要である。 1 衛生管理の状況 食器等の適切な衛生管理	食器類やふきん、哺乳ビン等を使用する際は、衛生面等必要な注意を払い、配膳も衛生的であること。	・衛生面等必要な注意が払われていない。	－	－	適用する場合はC判定		
	2 食事内容等の状況	a 乳児にミルクを与えた場合に、ゲップをさせることや離乳食摂取後の乳児について食事後の状況に注意が払われているかなど乳児に対する配慮が適切に行われているか。 b アレルギー疾患等を有する子どもについて、保護者と連携し、医師の判断及び指示に基づき、適切な対応が行われているか。	・乳児に対する配慮が適切に行われていない。 ・アレルギー疾患等を有する子どもに対して適切な対応が行われていない。	－	－	適用する場合はC判定 適用する場合はC判定		

第 7 健 康 管 理 ・ 安 全 確 保	1 乳幼児の健康状態の観察 預かり、引渡しの際、乳幼児 一人一人の健康状態の観察	a 預かりの際、健康状態の観察 及び、保護者からの乳幼児の報 告を受けているか。 ※ 体温、排便、食事、睡眠、表 情、皮膚の異常の有無、機嫌等	・十分な観察が行われていな い。 ・保護者から報告（連絡帳を 活用することを含む。）を受 けてない。	○	－			
		b 引渡しの際、預かり時と同様 の健康状態の観察が行われて いるか。保護者へ乳幼児の状態 を報告しているか。	・十分な観察が行われていな い。 ・注意が必要である場合にお いて保護者等にその旨を報 告していない。	○	－			
	2 職員の健康診断	a 健康診断を1年に1回受け ているか。 b 食事の提供を行う場合には、 提供頻度やその内容等の実情 に応じ、検便を実施している か。	・受けていない。 ・実施されていない。	－	○			
	3 感染症への対応	a 感染予防のための対策が行 われているか。	・手指の衛生や咳エチケット の実施等の感染予防策を講 じていない。【*】	－	○			
4 乳幼児突然死症候群に対す る注意	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼 吸の状態をきめ細かく観察し ているか。 b 乳児を寝かせる場合には、仰 向けに寝かせているか。 ※ 窒息リスク除去の観点から、 医学的な理由で医師からうつ ぶせ寝をすすめられている場 合以外は、乳児の顔が見える仰 向けに寝かせることが重要で ある。 c 保育中は禁煙を厳守してい るか。	・左記の事項を実施していな い。【*】	－	○				

適用する
場合はC判
定

5 安全確保	a 施設の設定の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育が実施されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・安全計画が策定されていない。 ・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。 ・以下の事項について理解していない、又は、理解はしているが取組が不十分。【*】 <ol style="list-style-type: none"> (1) 安全計画に基づく取組の内容等を踏まえた事故防止、防犯、安全最優先等シッターとしての心構え (2) 保育を始める前の玩具、遊具等室内の安全確認 (3) 室内、室外の安全確認 (4) ケガや急病等における応急手当の方法（実践） (5) 「ヒヤリ、ハット」時の事故防止意識の再確認等 (6) 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行する場合の、児童の乗車及び降車の際の児童の所在の確認方法 (7) 事故発生時における対処方法及び連絡体制 (8) 事故等発生後における詳細な内容等の報告 	-	○			
	b 安全計画について理解しているとともに、安全計画に定める訓練を定期的実施しているか。		-	○			
	c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。		-	○			
	d 事故防止の観点から、危険な場所等に対して適切な安全管理が図られているか。		-	○			
	e 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制が整備されているか。		-	○			
f 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されているか。		-	○				
g 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、実技講習を定期的受講しているか。	・定期的に講習を受講していない。【*】	-	○				
h 賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一の事故に備えているか。	・賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。	-	○				
i 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県等に報告しているか。	・「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和5年12月14日こ成安第142号通知）に基づく報告が行われていない。	-	○				
j 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	・事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。	-	○				

		<p>k 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。</p>	<p>・死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。</p>	—	○			
<p>第8 利用者への情報提供</p>	<p>1 施設及びサービスに関する内容の提示</p>	<p>以下の事項について、書面等による提示等がされているか。</p> <p>a 設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名</p> <p>b 事業所の名称及び所在地</p> <p>c 事業を開始した年月日</p> <p>d 保育提供可能時間</p> <p>e 提供するサービス内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由</p> <p>f 利用定員</p> <p>g 設置者の資格（保育士・看護師）の保有状況</p> <p>h 設置者の研修の受講状況</p> <p>i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</p> <p>j （提携している場合は）提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容</p> <p>k 緊急時等における対応方法</p> <p>l 非常災害対策</p> <p>m 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）</p>	<p>・全く提示等がされていない。</p> <p>・左記 a～n の事項につき、提示内容又は提示等の仕方が不十分。</p> <p>・「ここ d eサーチ」に情報が全く掲載されていない。</p> <p>・「ここ d eサーチ」に左記 a～n の事項につき、掲載がない項目がある又は内容が不十分。</p>	—	○			

	2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	<p>以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。</p> <p>a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地</p> <p>b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>c 事業所の名称及び所在地</p> <p>d 事業所の管理者の氏名</p> <p>e 当該利用者に対し提供するサービスの内容</p> <p>f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</p> <p>g (提携している場合は) 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容</p> <p>h 利用者からの苦情を受け付ける連絡先</p>	<p>・書面等により交付されていない。</p> <p>・左記 a～h の事項につき、交付内容が不十分。</p>	—	○			
	3 サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	<p>a 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。</p>	<p>・説明が行われていない。</p> <p>・説明はされているが、内容が不十分。</p>	—	○			
第9 備える帳簿等	1 利用乳幼児に関する書類等の整備	<p>a 利用乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児利用記録並びに契約内容等が確認できる書類があるか。</p>	<p>・確認できる書類が備えられていない。</p> <p>・整備内容が不十分。</p>	—	○			

法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用していないものに限る。）の指導基準等に係るチェックシート（ひな形）

令和 年 月 日現在

住 所

氏 名（又は名称）

指導 基準	調査事項	調査内容	チェック内容	チェック
第3 非常災害に対する措置／第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	1 防災上の必要な措置の実施	a 防災上の必要な措置が講じられているか。	<p>・地震、火災等の災害発生時における対処方法等（避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む。）について検討し、実施をしている。</p> <p>（具体的取組）</p>	□
第5 保育内容	1 保育の内容 ※ 保育所保育指針を参考に適切な保育が行われているか	<p>a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状態を把握し、保育が行われているか。</p> <p>b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされているか。</p> <p>c 乳幼児の生活リズムに沿った保育が実施されているか。</p> <p>d 乳幼児に対し漫然とテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になって</p>	<p>・以下の事項について理解し、これに配慮した保育をしている。</p> <p>(1)子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項</p> <p>(2)乳幼児への養護的な関わり（授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等）に関する事項</p> <p>(3)子どもの遊び等に関する事項</p> <p>(4)保育の実施に関して留意すべき事項</p> <p>（具体的取組）</p>	□

		いないか。		
	2 保育に従事する者の保育姿勢等 (1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上	a 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者として、適切な姿勢であるか。 b 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育に当たっての基本姿勢（子どもへの愛情豊かな関わり、人格の尊重、プライバシーへの配慮等）を理解し、十分な取組が行っている。 	
			(具体的取組)	<input type="checkbox"/>
			<ul style="list-style-type: none"> ・保育に従事する者に関する研修を受講している。 	
			(研修名等： 年 月) (研修名等： 年 月) (研修名等： 年 月)	<input type="checkbox"/>
			※研修の受講歴がわかる資料(修了証の写し等)を添付すること <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 研修については、保育に従事する前に受講することが望ましい。また、保育従事者の質の向上のため、定期的な研修の実施が望ましい。 </div>	
	(2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮	乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の人権に十分な配慮がなされている。 	
			(具体的取組)	<input type="checkbox"/>

第6 給食	※ 保育中に食事の提供を行う場合は、以下のチェック内容についても回答すること。			
	1 衛生管理の状況 食器等の適切な衛生管理	食器類やふきん、哺乳ビン等を使用する際は、衛生面等必要な注意を払い、配膳も衛生的であること。	・衛生面等必要な注意が払われている。 (具体的取組)	<input type="checkbox"/>
	2 食事内容等の状況	a 乳児にミルクを与えた場合に、ゲップをさせることや離乳食摂取後の乳児について食事後の状況に注意が払われているかなど乳児に対する配慮が適切に行われているか。	・乳児に対する配慮を適切に行っている。 (具体的取組)	<input type="checkbox"/>
		b アレルギー疾患等を有する子どもについて、保護者と連携し、医師の判断及び指示に基づき、適切な対応が行われているか。	・アレルギー疾患等を有する子どもに対して適切な対応を行っている。 (具体的取組)	<input type="checkbox"/>
第7 健康管理 ・安全確保	3 感染症への対応	a 感染予防のための対策が行われているか。	・手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防策を講じている。 (具体的取組)	<input type="checkbox"/>

<p>4 乳幼児突然死症候群に対する注意</p>	<p>a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。</p> <p>b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。</p> <p>※ 窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。</p> <p>c 保育中は禁煙を厳守しているか。</p>	<p>・左記の事項を実施している。</p> <p>(具体的取組)</p>	<p style="text-align: center;">□</p>
<p>5 安全確保</p>	<p>a 施設の設定の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育が実施されているか。</p> <p>b 安全計画について理解しているとともに、安全計画に定める訓練を定期的実施しているか。</p> <p>c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。</p> <p>d 事故防止の観点から、危険な場所等に対して適切な安全管理が図られているか。</p> <p>e 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制が整備されているか。</p> <p>f 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されているか。</p>	<p>・以下の事項について理解し、取組を行っている。</p> <p>(1) 安全計画に基づく取組の内容等を踏まえた事故防止、防犯、安全最優先等シッターとしての心構え</p> <p>(2) 保育を始める前の玩具、遊具等室内の安全確認</p> <p>(3) 室内、室外の安全確認</p> <p>(4) ケガや急病等における応急手当の方法（実践）</p> <p>(5) 「ヒヤリ、ハット」時の事故防止意識の再確認等</p> <p>(6) 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行する場合の、児童の乗車及び降車の際の児童の所在の確認方法</p> <p>(7) 事故発生時における対処方法及び連絡体制</p> <p>(8) 事故等発生後における詳細な内容等の報告</p> <p>(具体的取組)</p>	<p style="text-align: center;">□</p>

		g 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、実技講習を定期的に受講しているか。	・定期的に講習を受講している。 ※研修の受講歴がわかる資料(修了証の写し等)を添付すること	<input type="checkbox"/>
--	--	---	--	--------------------------

記載上の注意

- このチェックシートは、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする業務を行う個人（いわゆるベビーシッター）が指導監督基準のうちの特定の項目を満たしているかどうかを確認するためのものです。
- 都道府県知事等が、このチェックシートの調査項目も含め、指導監督基準の全項目について適合していることを確認した場合に、その旨の証明書を交付します。なお、都道府県知事等が、指導監督基準の全項目について適合しているかを確認するにあたっては、このチェックシートの調査項目についても、追加で内容を確認することがあります。
- 項目毎に、チェック内容に該当する場合はチェック欄に✓を入れ、その具体的な取組内容を記入してください。また、必要に応じて添付書類をご提出ください。

(様式第2号：立入調査結果通知書)

第 号
年 月 日

施設名
設置者氏名

実施機関の長

立入調査結果について（通知）

あなたの設置する（施設名）の運営状況等について、年 月 日に立入調査を実施したところですが、下記の事項については、児童の福祉の観点から改善を要するものと認められますので通知します。

なお、改善の状況等について、年 月 日までに、別紙改善指導措置状況報告書により回答願います。

おって、改善が図られない場合や回答がない場合は、児童福祉法に基づく措置をとる場合があることをあらかじめ申し添えます。

記

1 文書指導事項

2 口頭指導事項

(様式第2号の2：改善指導)

第 号
年 月 日

施設名
設置者氏名

実施機関の長

改善指導について（通知）

あなたの設置する（施設名）の運営状況等について、 年 月 日付け
号により下記の事項について、児童福祉の観点から改善を要すると認め
られる旨の通知をしたところですが、改善が図られていない（回答がない）ため、
再度改善するよう通知します。

なお、改善の状況等について、 年 月 日までに、別紙改善指導措置状況
報告書により回答願います。

おって、改善が図られない場合や回答がない場合は、児童福祉法に基づく措置
をとる場合があることをあらかじめ申し添えます。

記

1 文書指導事項

2 口頭指導事項

(様式第2号の3：改善指導)

第 号
年 月 日

施設名
設置者氏名

実施機関の長

改善指導について（通知）

あなたの設置する（施設名）の運営状況等について、年 月 日付け
号及び 年 月 日付け 号により、下記の事項について
児童福祉の観点から改善を要すると認められる旨の通知をしたところですが、改
善が図られていない（回答がない）ため、再度改善するよう通知します。

なお、改善の状況等について、年 月 日までに、別紙改善指導措置状況
報告書により回答願います。

おって、改善が図られない場合や回答がない場合は、児童福祉法に基づく改善
勧告、公表、事業停止又は施設閉鎖命令等の措置をとる場合があることをあらか
じめ申し添えます。

記

- 1 文書指導事項
- 2 口頭指導事項

(様式第4号：改善勧告)

第 号
年 月 日

施設名
設置者氏名

静岡県知事 氏 名

改善勧告

あなたの設置する（施設名）の運営状況等について、 月 日に立入調査を実施したところですが、下記の事項については、児童の福祉の観点から改善を要するものと認められますので、 月 日までに改善が図られるよう児童福祉法第59条第3項の規定に基づき勧告します。

なお、改善の状況について、同日までに（それまでに改善を行った場合は速やかに）、文書で回答願います。

おって、期日までに改善が図られない場合や回答がない場合は、児童福祉法第59条第4項の規定に基づく公表、同法第59条第5項の規定に基づく事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることがあることをあらかじめ申し添えます。

記

(改善すべき事項)

(様式第5号：事業停止命令)

第 号
年 月 日

施設名
設置者氏名

静岡県知事 氏 名

事業停止命令

あなたの設置する（施設名）については、児童福祉法第59条第5項の規定に基づき、下記のとおり事業の停止を命じます。

なお、この命令に違反した場合は、児童福祉法第61条の4の規定により、6月以下の懲役若しくは禁錮または50万円以下の罰金に処することがあります。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 事業停止期間
- 4 理由

この処分について不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

1 審査請求

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県知事に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなります。）。

2 処分取消しの訴え

この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告（訴訟においては静岡県知事が被告の代表者となります。）として処分取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなります。）。

なお、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

(様式第 6 号：施設閉鎖命令)

第 号
年 月 日

施設名
設置者氏名

静岡県知事 氏 名

施設閉鎖命令

あなたの設置する（施設名）については、児童福祉法第 59 条第 5 項の規定により、下記のとおり閉鎖を命じます。

なお、この命令に違反した場合は、児童福祉法第 61 条の 4 の規定により、6 月以下の懲役若しくは禁錮または 50 万円以下の罰金に処することがあります。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 理由

この処分について不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

1 審査請求

この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、静岡県知事に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとできなくなります。）。

2 処分取消しの訴え

この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、静岡県を被告（訴訟においては静岡県知事が被告の代表者となります。）として処分取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとできなくなります。）。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

(様式第7号：弁明の機会の付与)

第 号
年 月 日

施設名
設置者氏名

静岡県知事 氏 名

弁明書の提出について（通知）

あなたの設置する（施設名）については、年 月 日付けで改善勧告を發したにもかかわらず改善された事実がありません。

ついては、行政手続法に基づき、弁明の機会を付与しますので、弁明すべき事項があれば、下記により弁明書を 年 月 日までに当職あて提出して下さい。

記

- 1 予定される不利益処分
- 2 根拠条文
- 3 不利益処分の原因となる事実
- 4 弁明書の提出先
- 5 提出期限
年 月 日

(様式第8号)

第 号
年 月 日

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

施設名
設置者氏名 様

静岡県知事 氏 名 印

あなたの設置（管理）する については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年3月29日こ成保第206号成育局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準（1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設に係るものに限る。）を満たしているため、その旨を証明します。

施設の名称
施設の所在地
事業開始年月日 年 月 日
設置者
管理者（施設長）

立入調査実施日 年 月 日
証明書交付年月日 年 月 日

当施設は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、同法第59条の2に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 静岡県（ 課）
（電話番号 ）

※ この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあっては、従前の証明書を返還すること。

(様式第8号の2)

第 号
年 月 日

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

施設名
設置者氏名 様

静岡県知事 氏 名

あなたの設置（管理）する については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年3月29日こ成保第206号成育局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準（児童福祉法第6条の3第9項に規定する業務又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設に係るものに限る。））を満たしているため、その旨を証明します。

施設名称
施設の所在地
事業開始年月日
設置者
管理者（施設長）

年 月 日

立入調査実施日 年 月 日
証明書交付年月日 年 月 日

当施設は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、同法第59条の2に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 静岡県（ 課）
（電話番号 ）

※ この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあつては、従前の証明書を返還すること。

(様式第8号の3)

第 号
年 月 日

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

施設名
設置者氏名 様

静岡県知事 氏 名

あなたの設置（管理）する については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年3月29日こ成保第206号成育局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準（児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育従事者を雇用しているものに限る。））を満たしているため、その旨を証明します。

施設名称
施設の所在地
事業開始年月日
設置者
管理者（施設長）

年 月 日

立入調査実施日
証明書交付年月日

年 月 日
年 月 日

当施設は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、同法第59条の2に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 静岡県（ 課）
（電話番号 ）

※ この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあつては、従前の証明書を返還すること。

(様式第8号の4)

第 号
年 月 日

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

施設名
設置者氏名 様

静岡県知事 氏 名

あなたの設置（管理）する については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年3月29日こ成保第206号成育局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準（児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育従事者を雇用していないものに限る。））を満たしているため、その旨を証明します。

施設の名称
施設の所在地
事業開始年月日
設置者
管理者（施設長）

年 月 日

立入調査実施日
証明書交付年月日

年 月 日

年 月 日

当施設は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、同法第59条の2に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 静岡県（ 課）
（電話番号 ）

※ この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあつては、従前の証明書を返還すること。

(様式第8号の5)

年 月 日

静岡県知事 氏 名

施 設 名
設置者氏名

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書再交付願

このことについて、下記のとおり紛失等をしたため再交付願います。

記

- 1 紛失等の年月日
- 2 紛失等の理由

(様式第9号)

保育を目的とする施設の開設をお考えの方へ

1 認可外保育施設について

保育を行うことを目的とする施設であって知事が認可している認可保育所及び市町の長が認可している小規模保育事業等以外のものを総称して認可外保育施設と呼んでいます。認可外保育施設の開設に当たっては、以下の事項に留意してください。

2 設置後の届出について（注1）

児童福祉法により、認可外保育施設を設置した場合は、事業開始の日から1か月以内に知事に対する届出が義務づけられています。県知事が定める設置届出書にご記入のうえ、必ず1か月以内に届出をしてください。また、事業開始後、届出事項に変更があった場合や、施設を廃止又は休止する場合にも届出が必要となりますので、御留意下さい。（児童福祉法第59条の2）

なお、上記届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合は過料が課せられる場合があります。（児童福祉法第62条の5）

3 サービス内容の掲示等について

認可外保育施設を設置した場合は、利用者に対する情報提供として、サービス内容の掲示、利用者に対する契約内容等の説明及び利用者に対する契約内容等の書面等（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）の交付を行わなければなりません。（児童福祉法第59条の2の2～4）

(1) サービス内容の掲示（児童福祉法第59条の2の2）

利用者の見やすい場所に提供する保育サービスの内容等を掲示及びインターネットを利用して公衆の閲覧に供することが必要です。

(2) 利用者に対する契約内容等の説明（児童福祉法第59条の2の3）

利用者に対し、サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければなりません。

(3) 契約内容の書面等交付（児童福祉法第59条の2の4）

利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面等を交付することが必要です。

4 設備・運営等に係る基準

児童の安全確保の観点から、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について、認可外保育施設指導要綱第6条第3項に規定する「認可外保育施設指導監督基準」（別紙）に適合しているとともに、消防法、食品衛生法、労働基準法等関係法令を遵守していることが必要です。

5 指導監督の趣旨

知事は、保育を目的とする施設の運営（児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等）に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

6 法的根拠

認可外保育施設（届出対象外施設を含む。）であっても、児童福祉法に基づき知事が必要と認める事項を報告することや職員の立入調査や質問に対して協力いただくこととなっています。（児童福祉法第59条第1項）

この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第62条第6号）

7 具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、別に定めた指導基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。（児童福祉法第59条第3項～第5項）

また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則規定の適用もあります。（児童福祉法第61条の4）

8 このようなことから、施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにして下さい。

注1 以下のいずれかに該当する施設（ただし、子ども・子育て支援法第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。）は、届出対象外施設となります。ただし、届出対象施設と同様、指導監督の対象となります。

(1) 次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの。（乳幼児の数については、一時預かり児童を含める。）

ア 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者

からの委託を受けて当該顧客の監護する乳幼児を保育する施設にあつては、当該顧客の監護する乳幼児。(例：デパート、自動車教習所、歯科診療所等に付置された施設。これらの施設であっても利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合は、届出対象となる。)

イ 親族間の預かり合い（利用者が四親等内の親族を対象）

ウ 親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の乳幼児の預かり

エ 半年を限度として臨時に設置される施設

オ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第3項に規定する連携施設を構成する保育機能施設（注：幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設（上記施設を除く。）において、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物など、在園児と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているものは届出の対象となる。）

掲示又は書面等交付事項一覧

(法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設除く)

「○」：義務事項 「－」：義務規定なし

項目	注2 掲示事項	注3 書面等交付事項
設置者の氏名（名称）	○	○
設置者の住所（所在地）	－	○
施設の管理者の氏名	○	○
建物その他の設備の規模及び構造	○	－
施設の名称及び所在地	○	○
事業開始日	○	－
開所時間	○	－
提供するサービス内容とその料金 (掲示事項にあつては、直近の変更の内容及びその理由も記載)	○	○
入所（利用）定員	○	－
保育士その他の職員の配置又はその予定	○	－
設置者及び職員に対する研修の受講状況（児童福祉法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設、同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）に限る。）	○	－
保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額	○	○
提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容	○	○
利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先	－	○
緊急時等における対応方法	○	－
非常災害対策	○	－
虐待の防止のための措置に関する事項	○	－
設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、当該命令の内容、当該命令を行った都道府県等名及び当該命令を行った年月日を含む。）	○	－

【様式例 掲載アドレス】

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/ninkagaitachiiri.html>

提示又は書面等交付事項一覧

(法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設に限る)

「○」：義務事項 「－」：義務規定なし

項目	注2 提示事項	注3 書面等交付事項
設置者の氏名（名称）	○	○
設置者の住所（所在地）	－	○
事業所の管理者の氏名	○	○
事業所の名称及び所在地	○	○
事業開始日	○	－
保育提供可能時間	○	－
提供するサービス内容とその料金 (提示事項にあつては、直近の変更の内容及びその理由も記載)	○	○
利用定員	○	－
保育士その他の職員の配置又はその予定 (複数の保育従事者を雇用しているものに限る)	○	－
設置者の資格（保育士・看護師）の保有状況 (複数の保育従事者を雇用していないものに限る)	○	－
設置者及び職員に対する研修の受講状況	○	－
保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額	○	○
提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 (提携している場合)	○	○
利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先 (複数の保育従事者を雇用しているものに限る)	－	○
利用者からの苦情を受け付ける連絡先 (複数の保育従事者を雇用していないものに限る)	－	○
緊急時等における対応方法	○	－
非常災害対策	○	－
虐待の防止のための措置に関する事項	○	－
設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、当該命令の内容、当該命令を行った都道府県等名及び当該命令を行った年月日を含む。）	○	－

【様式例 掲載アドレス】

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/ninkagaitachiiri.html>

(様式第 10 号：届出指導)

第 号
年 月 日

施設名
設置者氏名

静岡県知事 氏 名

保育施設の設置に係る届け出について（通知）

あなたの設置する（施設名）については、 年 月 日に立入調査を実施したところ、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項に基づき、設置開設に係る届け出をする必要があるので、別紙により 年 月 日までに届け出されるよう通知します。

なお、 年 月 日までに届け出がなされない場合若しくは届出事項に虚偽があった場合は、児童福祉法の規定に基づく措置をとる場合があることをあらかじめ申し添えます。

(参考) 児童福祉法

第 59 条の 2 第 1 項

第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）であつて第 34 条の 15 第 2 項若しくは第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（第 58 条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第 22 条第 1 項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者は、その事業の開始の日（第 58 条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第 22 条第 1 項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消しの日）から 1 月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 3 建物その他の設備の規模及び構造
- 4 事業を開始した年月日
- 5 施設の管理者の氏名及び住所
- 6 その他厚生労働省令で定める事項

第 62 条の 5

第 59 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は 50 万円以下の過料に処する。

(様式第 10 号の 2 : 届出指導)

第 号
年 月 日

施設名
設置者氏名

静岡県知事 氏 名

保育施設の設置に係る届け出について (通知)

あなたの設置する (施設名) については、年 月 日付け 第 号により、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 59 条の 2 第 1 項に基づく、設置開設に係る届け出について通知したところではありますが、いまだに届け出がなされておられません。

つきましては、別紙により至急届け出をして下さい。

なお、年 月 日までに届け出がなされない場合若しくは届出事項に虚偽があった場合は、児童福祉法の規定に基づく措置をとる場合があることをあらかじめ申し添えます。

(参考) 児童福祉法

第 59 条の 2 第 1 項

第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設 (少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。) であつて第 34 条の 15 第 2 項若しくは第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの (第 58 条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第 22 条第 1 項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。) については、その施設の設置者は、その事業の開始の日 (第 58 条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第 22 条第 1 項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消しの日) から 1 月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 3 建物その他の設備の規模及び構造
- 4 事業を開始した年月日
- 5 施設の管理者の氏名及び住所
- 6 その他厚生労働省令で定める事項

第 62 条の 5

第 59 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は 50 万円以下の過料に処する。

(様式第 10 号の 3 : 届出指導)

第 号
年 月 日

施設名
設置者氏名

静岡県知事 氏 名

保育施設の設置に係る届け出について (通知)

あなたの設置する (施設名) については、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 59 条の 2 第 1 項に基づく、設置開設に係る届け出について 年 月 日付け 第 号及び 年 月 日付け 第 号により通知したところではありますが、いずれも期限までに届け出が行われませんでした。

つきましては、年 月 日までに最終的に届け出がなされない場合若しくは届出事項に虚偽があった場合は、児童福祉法第 62 条の 2 の規定に基づき、過料事件として管轄する裁判所に通知させていただくこととなるのでお知らせします。

(参考) 児童福祉法

第 59 条の 2 第 1 項

第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設 (少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。) であつて第 34 条の 15 第 2 項若しくは第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの (第 58 条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第 22 条第 1 項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。) については、その施設の設置者は、その事業の開始の日 (第 58 条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第 22 条第 1 項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消しの日) から 1 月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 3 建物その他の設備の規模及び構造
- 4 事業を開始した年月日
- 5 施設の管理者の氏名及び住所
- 6 その他厚生労働省令で定める事項

第 62 条の 5

第 59 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は 50 万円以下の過料に処する。

(様式第 10 号の 4 : 届出指導)

第 年 月 日 号

施設名
設置者氏名

静岡県知事 氏 名

保育施設の設置に係る届出事項の訂正について (通知)

あなたの設置する (施設名) については、 年 月 日に立入調査を実施したところ、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 59 条の 2 第 1 項に基づく認可外保育施設設置届の届出事項の内容を訂正する必要があるので、別紙により 年 月 日までに訂正されるよう通知します。

なお、 年 月 日までに訂正が行われない場合は、児童福祉法の規定に基づく措置をとる場合があることをあらかじめ申し添えます。

(参考) 児童福祉法

第 59 条の 2 第 1 項

第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設 (少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。) であつて第 34 条の 15 第 2 項若しくは第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの (第 58 条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第 22 条第 1 項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。) については、その施設の設置者は、その事業の開始の日 (第 58 条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第 22 条第 1 項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消しの日) から 1 月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 3 建物その他の設備の規模及び構造
- 4 事業を開始した年月日
- 5 施設の管理者の氏名及び住所
- 6 その他厚生労働省令で定める事項

第 62 条の 5

第 59 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は 50 万円以下の過料に処する。

(様式第 10 号の 5 : 届出指導)

第 号
年 月 日

施設名
設置者氏名

静岡県知事 氏 名

保育施設の設置に係る届出事項の訂正について (通知)

あなたの設置する (施設名) については、年 月 日付け 第 号により、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 59 条の 2 第 1 項に基づく認可外保育施設設置届の届出事項の訂正について通知したところですが、いまだに訂正が行われておりません。

つきましては、別紙により至急訂正を行って下さい。

なお、年 月 日までに訂正が行われない場合は、児童福祉法の規定に基づく措置をとる場合があることをあらかじめ申し添えます。

(参考) 児童福祉法

第 59 条の 2 第 1 項

第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設 (少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。) であつて第 34 条の 15 第 2 項若しくは第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの (第 58 条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第 22 条第 1 項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。) については、その施設の設置者は、その事業の開始の日 (第 58 条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第 22 条第 1 項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消しの日) から 1 月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 3 建物その他の設備の規模及び構造
- 4 事業を開始した年月日
- 5 施設の管理者の氏名及び住所
- 6 その他厚生労働省令で定める事項

第 62 条の 5

第 59 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は 50 万円以下の過料に処する。

(様式第 10 号の 6 : 届出指導)

第 号
年 月 日

施設名
設置者氏名

静岡県知事 氏 名

保育施設の設置に係る届出事項の訂正について (通知)

あなたの設置する (施設名) については、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 59 条の 2 第 1 項に基づく認可外保育施設設置届の届出事項の訂正について 年 月 日付け 第 号及び 年 月 日付け 第 号により通知したところ
であります。いずれも期限までに訂正が行われませんでした。

つきましては、年 月 日までに最終的に訂正が行われない場合は、児童福祉法第 62 条の 4 の規定に基づき、過料事件として管轄する裁判所に通知させていただくこととなるのでお知らせします。

(参考) 児童福祉法

第 59 条の 2 第 1 項

第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設 (少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。) であつて第 34 条の 15 第 2 項若しくは第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの (第 58 条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第 22 条第 1 項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。) については、その施設の設置者は、その事業の開始の日 (第 58 条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第 22 条第 1 項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消しの日) から 1 月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 3 建物その他の設備の規模及び構造
- 4 事業を開始した年月日
- 5 施設の管理者の氏名及び住所
- 6 その他厚生労働省令で定める事項

第 62 条の 5

第 59 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は 50 万円以下の過料に処する。

(様式第 11 号：過料事件通知書)

第 号
年 月 日

地方裁判所 宛

静岡県知事 氏 名

過料事件について（通知）

下記の者については、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項に違反しており、法第 62 条の 5 に基づき、50 万円以下の過料に処すべきものと認められるので、関係書類を添えて通知します。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 違反者（施設の設置者）氏名及び現住所
- 3 事件の概要
- 4 添付書類
 - ・当該施設に対する届出指導通知の写し
 - ・当該施設に対する立入調査調書（被通知人の弁解内容を含む）
 - ・当該施設の登記簿謄本の写し
 - ・違反者の住民票の写し
 - ・その他証拠となる書類

(様式第 12 号)

認可外保育施設一覧

施設種別	施設名	施設の所在地	設置者名	開所時間				入所定員	届出日	証明書		
				月～金曜	土曜日	日曜日	祝祭日			交付日	再交付日	返還日

※ 証明書交付日及び返還日は、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という）の交付、返還の日を示す。

※ 証明書再交付日は、施設が証明書を紛失等した際、再交付した日を示す。

(様式第 12 号の 2)

認可外保育施設の状況

年 月 日現在

①施設の名称									
②施設の所在地		〒 TEL							
③設置者名									
④設置者住所		〒 TEL							
⑤管理者名									
⑥管理者住所		〒 TEL							
⑦事業開始年月日		年 月 日							
⑧施設・設備	室名 (部屋数)	保育室等 ()	調理室 ()	医務室 ()	便所 ()	その他 ()	合計		
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
	建物の構造	鉄骨造		鉄筋コンクリート			() 階建ての () 階		
		れん瓦造		木造					
		その他 ()							
	建物の形態	専用建物			集合住宅				
事務所ビル			業務用ビル						
その他 ()									
⑨開所時間		通常開所時間		時間外(延長)開所時間			備考		
平日		: ~ :		: ~ :					
土曜		: ~ :		: ~ :					
日・祝日		: ~ :		: ~ :					
休業日									
⑩提供するサービス内容	受入対象年齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	6 歳以上 (就学前)	学童
	利用形態								
	月極契約								
	定期契約								
	一時預り								
	夜間保育								
24 時間保育									
その他 ()									

⑪ 児童数(人)	在籍児童数 (実績)	年 月 日の	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学 童	合 計		
			8:01- 20:00										
			20:01- 22:00										
			22:01- 2:00										
			2:01- 8:00										
入所定員													
⑫ 職員配置(人)	在籍児童数 (実績)	年 月 日の	保育従事者 (有資格者)			保育従事者 (無資格者)			その他職員 ()				
			8:01- 20:00										
			20:01- 22:00										
			22:01- 2:00										
	2:01- 8:00												
	職員 配置 予定	8:01- 20:00											
		20:01- 22:00											
		22:01- 2:00											
2:01- 8:00													
⑬ 保険加入	加入	保険の種類			賠償責任保険			傷害保険					
		その他 ()											
	未加入	保険事故(内容)											
		保険金額											
(年 月 日現在)	⑭ 立入調査時の指摘事項						改善状況						
⑮ 指導監督基準を満たす旨 の証明書の交付状況						証明交付の有無							
						交付年月日							

記載例 (法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設を除く) : 各施設の状況に応じて適宜修正してください。

〇 〇 〇 保 育 室

施設の所在地 〒〇〇〇-〇〇〇〇
 静岡県〇〇市〇〇1-2-3 △ビル△階
 事業開始年月日 〇年〇月〇日
 設置者 〇〇株式会社 (代表 〇〇〇〇)
 管理者 (施設長) 〇〇〇〇

提供する保育サービス

◇開所時間

◎月曜日～金曜日 〇:〇〇～〇:〇〇 (延長時間帯～〇:〇〇まで)
 ◎土日・祝祭日 〇:〇〇～〇:〇〇 (延長時間帯～〇:〇〇まで)

◇定員

30名 (0歳児5名 1・2歳児10名 3歳以上児 (就学前まで) 15名)

◇保育内容・利用料金

◎月極預かり ***円 ~ ***円
 ◎一時預かり ***円 ~ ***円
 ◎延長保育料金 ***円 ~ ***円

※利用料金はお子さまの年齢等によって異なります。詳しくは窓口までお問い合わせください。
 ※上記料金の他、別途食事代 (***)円、おむつ代 (***)円 等がかかります。

◎直近の変更の内容及びその理由

◇保育従事者等の配置

◎当施設は、通常、次のような保育従事者を配置しています。

月曜日～金曜日

〇:〇〇～〇:〇〇 8名 (保育士6名 その他2名)
 〇:〇〇～〇:〇〇 (延長時間帯) 4名 (保育士3名 その他1名)

土日・祝祭日

〇:〇〇～〇:〇〇 8名 (保育士6名 その他2名)
 〇:〇〇～〇:〇〇 (延長時間帯) 4名 (保育士3名 その他1名)

◎その他調理員1名を配置しています。

◇設置者及び職員に対する研修の受講状況

(注:法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設、同条第12項に規定する業務を目的とする施設 (1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。)に限る。)

◇利用者に対するの保険の種類・保険事故・保険金額

◎当施設では、以下のとおり保険に加入しています。

保 険 の 種 類	
保険事故（内容）	
保 険 金 額	****円

※ 詳しくは、別添の「〇〇保険のしおり」をご覧ください。

◇提携する医療機関・所在地・提携内容

◎当施設は、△△△医院と提携しており、お子さまが急に発病した場合や、けがを負った場合にお連れすることとしています。

また、月極保育のお子さまに対しては、△△△医院の医師による年2回の定期健康診断を実施します。

【医療機関】△△△医院 【所在地】〒〇〇〇-〇〇〇〇静岡県〇〇市〇〇 1-10-20

◇緊急時等における対応方法

◎当施設は、保育の提供を行っているお子さまに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該お子さまの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

なお、別途緊急時等における対応マニュアルを定めています。

◇非常災害対策

◎当施設は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関及び保護者への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火その他必要な訓練を実施します。

◇虐待の防止のための措置に関する事項

◎職員によるお子さまへの虐待防止のため、以下の措置を講じています。

○年に1回以上、職員に対して虐待防止研修を実施

○「虐待防止マニュアル」の作成、運用

◇ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（ 受けたことがある場合には、当該命令の内容、当該命令を行った都道府県等名及び当該命令を行った年月日を含む。）

無 ・ 有 （ ） （ 〇〇県 ： 〇年〇月 〇日 ）

施設の概要

◇建物の構造 鉄筋コンクリート造り

◇主な設備	・ 保育室（2階〇室）	**㎡	・ 調理室（2階〇室）	**㎡
	（3階〇室）	**㎡	・ その他	**㎡
	・ 乳児室（2階〇室）	**㎡	総延べ面積	**㎡

当施設は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、同法第59条の2に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 静岡県（健康福祉部こども未来局こども未来課）（電話番号 054-221-2928）

（注：この記載例は認可外保育施設指導監督基準の改正により変更する場合があります。）

記載例 (法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設
(複数の保育従事者を雇用しているものに限る)): 各事業所の
状況に応じて適宜修正してください。

ベビーシッター〇〇〇

事業所の所在地 〒〇〇〇-〇〇〇〇
静岡県〇〇市〇〇1-2-3 △ビル△階
事業開始年月日 〇年〇月〇日
設置者 〇〇株式会社 (代表 〇〇〇〇)
管理者 (事業所長) 〇〇〇〇

提供する保育サービス

◇保育提供可能時間

- ◎月曜日～金曜日 〇:〇〇～〇:〇〇 (延長時間帯～〇:〇〇まで)
- ◎土日・祝祭日 〇:〇〇～〇:〇〇 (延長時間帯～〇:〇〇まで)

◇利用定員

1名～3名 (兄弟姉妹の場合には、同時に複数のお子様をお預かりします。)

◇保育内容・利用料金

- ◎一時預かり ***円 ～ ***円 / 1時間あたり
- ◎延長保育料金 ***円 ～ ***円 / 1時間あたり

※利用料金はお子さまの年齢等によって異なります。詳しくは窓口までお問い合わせください。

※上記料金その他、別途交通費 (***)円、おむつ代 (***)円 等がかかります。

- ◎直近の変更の内容及びその理由

◇保育従事者等の配置

◎当事業所は、通常、次のような保育従事者がお子様をお預かりします。

月曜日～金曜日

4名 (保育士2名 その他2名)

土日・祝祭日

2名 (保育士1名 その他1名)

◇設置者及び職員に対する研修の受講状況 (※資格を有していない職員がいる場合に記載する)

保育士資格を有していない職員2名のうち1名は、子育て支援員研修「地域保育コース」を修了しています。また、1名についても家庭的保育者等研修の基礎研修を受講中です。

◇利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

◎当事業所では、以下のとおり保険に加入しています。

保 険 の 種 類	
保険事故（内容）	
保 険 金 額	****円

※ 詳しくは、別添の「〇〇保険のしおり」をご覧ください。

◇提携する医療機関・所在地・提携内容（※提携している場合に記載する）

◎当事業所は、△△△医院と提携しており、お子さまが急に発病した場合や、けがを負った場合にお連れすることとしています。

【医療機関】△△△医院 【所在地】〒〇〇〇-〇〇〇〇静岡県〇〇市〇〇 1-10-20

◇緊急時等における対応方法

◎当事業所は、保育の提供を行っているお子さまに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該お子さまの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

なお、別途緊急時等における対応マニュアルを定めています。

◇非常災害対策

◎当事業所は、保育を行う際には、乳幼児の居宅において、避難経路や消火用具等の場所について、予め確認を行います。

◇虐待の防止のための措置に関する事項

◎職員によるお子さまへの虐待防止のため、以下の措置を講じています。

○年に1回以上、職員に対して虐待防止研修を実施

○「虐待防止マニュアル」の作成、運用

◇ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（ 受けたことがある場合には、当該命令の内容、当該命令を行った都道府県等名及び当該命令を行った年月日を含む。）

無 ・ 有 （ ） （ 〇〇県 ： 〇年〇月 〇日 ）

当事業所は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、同法第59条の2に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた事業所です。

※設置届出先 静岡県（健康福祉部こども未来局こども未来課）（電話番号 054-221-2928）

（注：この記載例は認可外保育施設指導監督基準の改正により変更する場合があります。）

記載例 (法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設 (複数の保育従事者を雇用していないものに限る)): 各事業所の状況に応じて適宜修正してください。

ベビーシッター〇〇〇

事業所の所在地 〒〇〇〇-〇〇〇〇
静岡県〇〇市〇〇 1-2-3 △ビル△階
事業開始年月日 〇年〇月〇日
設置者 〇〇〇〇

提供する保育サービス

◇保育提供可能時間

- ◎月曜日～金曜日 〇:〇〇～〇:〇〇 (延長時間帯～〇:〇〇まで)
- ◎土日・祝祭日 〇:〇〇～〇:〇〇 (延長時間帯～〇:〇〇まで)

◇利用定員

1名～3名 (兄弟姉妹の場合には、同時に複数のお子様をお預かりします。)

◇保育内容・利用料金

- ◎一時預かり ***円 ～ ***円 / 1時間あたり
- ◎延長保育料金 ***円 ～ ***円 / 1時間あたり

※利用料金はお子さまの年齢等によって異なります。詳しくは窓口までお問い合わせください。

※上記料金の他、別途交通費 (***)円、おむつ代 (***)円、マッチングサイト利用手数料等がかかります。マッチングサイト利用手数料は〇〇〇を御確認ください。

◎直近の変更の内容及びその理由

◇設置者の資格

保育士

◇設置者の研修の受講状況 (※資格を有していない場合に記載する)

設置者は子育て支援員研修「地域保育コース」を修了してします。

◇利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

◎当事業所では、以下のとおり保険に加入しています。

保 険 の 種 類	
保険事故 (内容)	
保 険 金 額	****円

※ 詳しくは、別添の「〇〇保険のしおり」をご覧ください。

◇提携する医療機関・所在地・提携内容（※提携している場合に記載する）

◎当事業所は、△△△医院と提携しており、お子さまが急に発病した場合や、けがを負った場合にお連れすることとしています。

【医療機関】△△△医院 【所在地】〒〇〇〇-〇〇〇〇静岡県〇〇市〇〇 1-10-20

◇緊急時等における対応方法

◎当事業所は、保育の提供を行っているお子さまに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該お子さまの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

◇非常災害対策

◎当事業所は、保育を行う際には、乳幼児の居宅において、避難経路や消火用具等の場所について、予め確認を行います。

◇虐待の防止のための措置に関する事項

◎お子さまへの虐待防止のため、以下の措置を講じています。

〇年に1回以上、虐待防止研修を受講

◇ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（ 受けたことがある場合には、当該命令の内容、当該命令を行った都道府県等名及び当該命令を行った年月日を含む。）

無 ・ 有 （ ） （ 〇〇県 ： 〇年〇月 〇日 ）

当事業所は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、同法第59条の2に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた事業所です。

※設置届出先 静岡県（健康福祉部こども未来局こども未来課）（電話番号 054-221-2928）

（注：この記載例は認可外保育施設指導監督基準の改正により変更する場合があります。）

〇〇保育室利用に当たって

〇年〇月〇日

(契約者名) 〇〇〇〇様

〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇 印

当保育施設は、以下の内容で保育サービスを提供いたします。

◇ 保育内容・料金

利用児童	〇〇〇〇 (〇年〇月〇日生 〇歳〇か月)	
利用形態	月極保育	
利用期間	〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	
利用時間	月曜日～金曜日 午前8時～午後5時	
料 金	入会金	×××円 (初回のみ)
	利用料	ひと月×××円
	その他	食事代、おむつ代等は別に定める料金表により、利用に応じて徴収いたします。

※ 詳しい保育内容については、別添の「〇〇〇保育室利用のしおり」のとおりです。

◇ 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当施設では、以下のとおり保険に加入しています。

保 険 の 種 類	
保 険 事 故 (内 容)	
保 険 金 額	****円

※ 詳しくは、別添の「〇〇〇保険のしおり」をご覧ください。

◇ 提携する医療機関・所在地・提携内容

当施設は、△△△病院と提携しており、お子さまが急に発病した場合や、けがを負った場合にお連れすることとしています。

また、月極保育のお子さまに対しては、△△△病院の医師による年〇回の定期健康診断を実施します。

【医療機関】△△△病院 【所在地】〒〇〇〇〇—〇〇〇〇 静岡県〇〇市〇〇 1-10-20

◇ その他条件等

◎ 利用に当たっては、別添の「〇〇〇保育室利用規約」記載事項を遵守してください。

※ 当保育施設の保育内容等に関する問い合わせ、苦情等の受付先は下記のとおりです。

(担当者氏名) 〇〇〇〇 (職名: 主任保育士)

(担当者連絡先) Tel 01-2345-6789

(受付時間) 午前8時～午後5時

施設の概要

◎ 施設の名称・所在地 〇〇〇保育室 静岡県〇〇市〇〇1-2-3 ABCビル2階

◎ 設置者・住所 〇〇〇〇 静岡県〇〇市〇〇4-5-6

◎ 施設長 〇〇〇〇

※当施設は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていない保育施設(認可外保育施設)として、同法第59条の2に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

【設置届出先 静岡県(健康福祉部こども未来局こども未来課) TEL 054-221-2928】

ベビーシッター〇〇〇〇の利用に当たって

〇年〇月〇日

(契約者名) 〇〇〇〇 様

〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇 印

当事業所は、以下の内容で保育サービスを提供いたします。

◇ 保育内容・料金

利用児童	〇〇〇〇 (〇年〇月〇日生 〇歳〇か月)	
利用形態	一時預かり	
利用期間	〇年〇月〇日～	
利用時間	月曜日～金曜日 午前 8 時～午後 5 時	
料 金	入会金	×××円 (初回のみ)
	利用料	×××円 / 1 時間あたり 延長保育 ×××円 / 1 時間あたり
	その他	交通費、おむつ代等は別に定める料金表により、利用に応じて徴収いたします。

※ 詳しい保育内容については、別添の「ベビーシッター〇〇〇〇利用のしおり」のとおりです。

◇ 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当事業所では、以下のとおり保険に加入しています。

保 険 の 種 類	
保 険 事 故 (内 容)	
保 険 金 額	****円

※ 詳しくは、別添の「〇〇保険のしおり」をご覧ください。

◇ 提携する医療機関・所在地・提携内容

当事業所は、△△△病院と提携しており、お子さまが急に発病した場合や、けがを負った場合にお連れすることとしています。

【医療機関】△△△病院 【所在地】〒〇〇〇—〇〇〇〇 静岡県〇〇市〇〇 1-10-20

◇ その他条件等

◎ 利用に当たっては、別添の「ベビーシッター〇〇〇〇利用規約」記載事項を遵守してください。

※ 当事業所の保育内容等に関する問い合わせ、苦情等の受付先は下記のとおりです。

(担当者氏名) 〇〇〇〇 (職名: 事業所長)

(担当者連絡先) Tel 01-2345-6789

(受付時間) 午前 8 時～午後 5 時

事業所の概要

◎ 事業所の名称・所在地 ベビーシッター〇〇〇 静岡県〇〇市〇〇 1-2-3 ABCビル 2 階

◎ 設 置 者 ・ 住 所 〇〇〇〇 静岡県〇〇市〇〇 4-5-6

◎ 事 業 所 長 〇〇〇〇

※当事業所は児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項若しくは第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていない保育施設 (認可外保育施設) として、同法第 59 条の 2 に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた事業所です。

【設置届出先 静岡県 (健康福祉部こども未来局こども未来課) TEL 054-221-2928】

ベビーシッター〇〇〇〇の利用に当たって

〇年〇月〇日

（契約者名） 〇〇〇〇 様

〇〇〇〇

当事業所は、以下の内容で保育サービスを提供いたします。

◇ 保育内容・料金

利用児童	〇〇〇〇（〇年〇月〇日生 〇歳〇か月）	
利用形態	一時預かり	
利用期間	〇年〇月〇日～	
利用時間	月曜日～金曜日 午前8時～午後5時	
料 金	入会金	×××円（初回のみ）
	利用料	×××円／1時間あたり 延長保育 ×××円／1時間あたり
	その他	交通費、おむつ代等は別に定める料金表により、利用に応じて徴収いたします。別途、マッチングサイト運営会社より、マッチングサイト利用手数料について請求があります。

※ 詳しい保育内容については、別添の「ベビーシッター〇〇〇〇利用のしおり」のとおりです。

◇ 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当事業所では、以下のとおり保険に加入しています。

保 険 の 種 類	
保 険 事 故（内容）	
保 険 金 額	****円

※ 詳しくは、別添の「〇〇保険のしおり」をご覧ください。

◇ 提携する医療機関・所在地・提携内容

当事業所は、△△△病院と提携しており、お子さまが急に発病した場合や、けがを負った場合にお連れすることとしています。

【医療機関】△△△病院 【所在地】〒〇〇〇—〇〇〇〇 静岡県〇〇市〇〇 1-10-20

◇ その他条件等

◎ 利用に当たっては、別添の「ベビーシッター〇〇〇〇利用規約」記載事項を遵守してください。

※ 当事業所の保育内容等に関する問い合わせ、苦情等の受付先は下記のとおりです。

（連絡先） TEL 01-2345-6789

（受付時間） 午前8時～午後5時

事業所の概要

◎ 事業所の名称・所在地 ベビーシッター〇〇〇 静岡県〇〇市〇〇1-2-3 ABCビル2階

◎ 設 置 者 〇〇〇〇

※当事業所は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、同法第59条の2に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた事業所です。

【設置届出先 静岡県（健康福祉部こども未来局こども未来課） TEL 054-221-2928】